

無形文化遺産映像記録作成研究会 記録集

1

平成 30 年 3 月

独立行政法人国立文化財機構  
東京文化財研究所 無形文化遺産部



## 本研究会の趣旨

多くの無形文化遺産は、人間の無形の「技」によって成り立っています。その「技」を記録するとき、文字記録のみならず、映像による記録も重要な役割を果たします。そのため東京文化財研究所無形文化遺産部では、これまで様々な無形文化遺産（芸能・技術等）の映像記録を作成してきました。また様々な媒体による映像記録資料を収集し、その保存と活用に努めてきました。さらには平成 15 年～17 年にかけては「無形の民俗文化財映像記録作成小協議会」を開催し、その成果を平成 20 年に『無形民俗文化財映像記録作成の手引き』として公開しました。

いっぽう近年では国内外において、映像記録の重要性はますます高まりつつあります。例えばユネスコ無形文化遺産の申請書には映像記録を添付することが求められています。また AV 機器の普及や、インターネット動画サイトの利用の広まりを背景に、これまでのような専門家だけではなく、様々な人々が映像記録を活用できるようになりました。しかしそうした状況のなか、無形文化遺産の映像記録作成に関する方法論について、十分な議論がおこなわれることは少なかったと思います。

そこで本研究会では、無形文化遺産の映像記録作成に関する方法論を検討し、そのガイドラインを示すことを目標としたいと思います。具体的には、これから 3 か年にわたって定期的に研究会を開催し、そこで検討された成果を『無形文化遺産の映像記録作成のてびき』としてまとめる予定です。このたびの研究会は、そのキックオフに位置づけられます。参加された皆様から闊達な議論・意見を賜ることができれば幸いです。



## 目 次

### 本研究会の趣旨

開会のあいさつ	7
趣旨説明	8
研究発表「研究資料としての映像記録作成」	17
コメント	45
ディスカッション	49
閉会のあいさつ	63
参考資料 1 参加者へのアンケートの結果	65
参考資料 2 参加者一覧	69

## 凡 例

1. 本書は平成 30（2018）年 2 月 19 日に東京文化財研究所において開催された第一回無形文化遺産映像記録作成研究会の記録集である。
2. 研究会のタイムテーブルは以下のとおりである。
  - 14:00-14:05 開会のあいさつ（前原恵美・無形文化遺産部無形文化財研究室長）
  - 14:05-14:20 趣旨説明（石村智・無形文化遺産部音声映像記録研究室長）
  - 14:20-15:00 研究発表「研究資料としての映像記録作成」（佐野真規・映像作家）
  - 15:00-15:20 コメント（宮澤京子・（有）海工房／東京文化財研究所無形文化遺産部客員研究員）
  - 15:20-15:40 休憩
  - 15:40-16:55 ディスカッション
  - 16:55-17:00 閉会のあいさつ（前原恵美・無形文化遺産部無形文化財研究室長）
3. 本書は、飯島満・無形文化遺産部長のもと、久保田裕道・前原恵美・今石みぎわ・菊池理予・橋本かおる・伊藤純の協力を得て、石村智が編集をおこない、半戸文が補佐した。

## 開会のあいさつ

前原恵美・無形文化遺産部無形文化財研究室長

皆さまこんにちは。ただ今ご紹介にあずかりました無形文化遺産部無形文化財研究室長の前原と申します。どうぞよろしく申し上げます。本来でしたら飯島部長がごあいさつ申し上げるところですが、本日はやむを得ずこの場でご挨拶することができません。ですから私が代わりに長々と話すことはなしに、早めに本題に入るべきかと思えます。

無形文化遺産部の中には、私が所属している無形文化財研究室、無形民俗文化財研究室、音声映像記録研究室という 3 つの研究室がありますが、みんな無形のことを扱っていますので、いずれにしても一緒に仕事をする機会が多いわけです。無形のことを扱うからには、どうしてもその時々の方針だったり技術だったりというものと現場で向き合うのですが、形をとどめないということで、どうしてもそれを何らかの記録に残すというような場面がこれまでもありましたし、今もそれと対峙していますし、これからも考えていく課題であることでは共通しています。

そういう意味ではここにいらっしゃる皆さまも、いろいろな意味で何かを映像として記録に残すことに関心が高い方々だと思います。今回がキックオフという位置づけの研究会ですので、皆さま方のご関心のあるところ、あるいはご意見などを賜りまして、今後の研究会を無形文化遺産の映像記録を作成するための研究会として、ますます発展させていきたいと思っていますのでどうぞよろしく申し上げます。

ではご挨拶はこれまでにしまして早速本題に入らせていただきます。ありがとうございました。

## 趣旨説明

石村智・無形文化遺産部音声映像記録研究室長

本研究所の無形文化遺産部において、これまで無形文化財もしくは無形文化遺産の映像記録に関しては 1 つのテーマでありました。これまでさまざまな形でこのテーマに携わってきました。

まず 1 つ目にご紹介するのは無形民俗文化財関係のものです。こちらは数年にわたり、無形民俗文化財映像記録作成の手引きというものを作成するために、小協議会および研究協議会を催してきました。本日ご参加いただいている方の中にも、こちらに多大なご協力をいただいた方々がいらっしゃるかと思います。この手引きに関しては、本研究所無形文化遺産部のウェブページから PDF でダウンロードできますので、まだご覧になっていない方はこちらからご覧ください。これに関しては後ほどまた説明する機会があるかもしれませんが、主に無形の民俗文化財、特に民俗芸能などの記録に関することに絞った研究会でありました。しかしこと無形文化遺産ということで考えると、もう少し扱う範囲が広がってきます。ですのでこの無形民俗文化財映像記録作成の手引きというのは、皆さまにさまざまご利用いただいているかと思いますが、これをもう少し対象範囲を広げたいと考えています。またこれが出たのが 10 年近く前になるので、アップデートをした内容の手引きを作りたいというのが本研究会の趣旨でもあります。

それ以外に無形文化遺産部で取り組んでいる記録の代表的なものとしては実演記録です。皆さまが今いらっしゃるのは本研究所の地下 1 階ですが、この壁を隔てた向こう側に実演記録室というスタジオがあります。そこで主に伝統芸能の記録を行っていますが、こと映像記録に関しては、代表的な仕事として平成 14 年から現在まで続いている一龍斎貞水先生の講談の実演記録があります。こちらは表のアトリウムで映像のデモンストレーションをしていますので、休憩時間にでもご覧いただければと思います。この講談実演記録は現在も続いていまして、65 回を数えています。それに加えて平成 21 年からは同じく講釈師である神田松鯉先生の講談の実演記録を始めて現在に至っています。この講談の実演記録というと、講談の 1 つの話というものが完結するには非常に長い時間がかかります。20 回ぐらいのお話で 1 つの物語が出来上がっているものが多いわけですが、そうしますとお話を 20 回記録していったらようやく 1 つの大きなお話が完結するという、そのために非常に長い期間をかけて記録を撮っていく必要があります。それ以外に関しても、林家正雀師匠の落語の実演記録を早稲田大学の演劇博物館と協力して行ったり、さらに近年では「平家」の実演記録を行ったりもしています。

次にこれ以外の事業を紹介したいと思います。まず民族技術などに関しては平成 26 年から 27 年において、埼玉県熊谷市における熊谷染の技術の記録を作成しました。これに関しては報告書が刊行されており、その付属 DVD という形で映像記録を作成しました。これもまたアトリウムに見本を一部置いています。また平成 27 年から 29 年には千葉県匝瑳市の木積における箕の製作の記録を作成しました。これに関しても、平成 29 年に『木積の箕を作る』という報告書と、報告書の付属として 5 枚組の DVD を刊行しました。この DVD の映像記録に関しては、その内容をやはり当文研のウェブページで視聴することが可能です。

また平成 28 年から現在も続いています。青花紙という友禅染の下絵に用いる染料を製作する過程の記録作成を行っています。現在、滋賀県草津市において青花紙の製作は行われているのですが、現在では 3 件の農家だけがこの制作に携わっています。しかもそれに携わっている製作者たちはすでに高齢であるということで、存続を危惧されている技術になっています。主な製作過程の記録作成はほぼ終了しまして、現在その編集作業に取りかかっています。来年度辺りに報告書を刊行することができればと思っています。

また今年の平成 29 年には、国指定の重要無形民俗文化財になっている長良川の鵜飼において、鵜匠さんが乗るための木造船、鵜飼舟の製作の記録作成をしています。鵜飼舟を作る船大工というのは現在 2 名しかいません。そのうちの 1 名、撮影当時 85 歳、現在は 86 歳になりましたが、その船大工の方の記録作成です。これは船の作り始めから完成まで、ほぼ全ての工程を記録しています。これに関する編集および刊行も次年度以降進めていきたいと考えています。

これ以外にも東日本大地震における宮城県などでの被災状況、さらにはそこにおけるさまざまな民俗芸能などの無形民俗文化財関係の映像作成や、沖縄県などでの祭礼の記録調査、さらには海外においては、フィジーにおける気候変動とそれによって変容を受ける伝統文化に関する現地調査の記録など、さまざまな事業を映像記録作成ということで行っています。

次に本研究会の目的を申し上げます。ここでは 4 つ挙げたいと思います。1 番目として、無形文化遺産全体をカバーした映像記録作成の方法論を検討するということです。無形文化遺産は幾つかのカテゴリーに分かれると思いますが、ひとつは演劇・音楽・民俗芸能などを含む芸能、さらには工芸技術や民族技術を含む技術、これに加えて民俗の風俗・慣習、ここまでの主には日本の文化財保護法における無形文化財のカテゴリーになると思います。それ以外にもユネスコ無形文化遺産保護条約、すなわち 2003 年条約の範疇としては、口承伝承とか、あるいは自然や天体など万物に関する知識、民俗的な知識なども無形文化遺産の範疇に含まれます。こういったものも、やはりその映像記録により記録していくことが大事になってきますので、そういったさまざまなカテゴリーに対応するような形の方法論を検討していく必要があると考えています。

2 番目として研究資料としての映像記録作成についての方法論を検討したいと思います。研究資料としては今回研究発表をいただきます佐野さんのお話がこれにフォーカス

を当てたものとしてお願いしています。無形文化遺産に関する映像というのも多分さまざまな撮り手を想定することができますと思います。これまでの映像は主に映像作家の手により映像記録作成が成されてきたと思います。しかし現在では、例えば AV 機器の進展を受けて、かつては非常に高価なものが現在では廉価で、あるいは iPhone などのような、ほとんど投資が要らないような機材によっても映像を作成すること自体は可能になってきています。そのような状況の中で、映像作家以外の人もさまざまな形でこの映像作成に関与する可能性というのも考える必要があります。その中の 1 つとして、学芸員などに代表される研究者が調査の記録として映像記録を作成する、という形の関与を考えることができますと思います。さらには、無形文化遺産の実践者・実演者などによって構成されるコミュニティや団体、あるいは個人といった主体が、自らの技を映像として残していく、そういう形で関与してくる可能性も考えなくてはなりません。こうしたときに、今までよりももっと多くの、さまざまな形の映像データが蓄積されていくということになっていくと思います。

そのような形で増大してきたさまざまな映像記録をどのように保存して、それを利用可能な形にアーカイブ化していくかということの検討も必要になってくると思います。これが 3 番目の検討課題です。保存に関しては、ひとつはメディア自体の物理的な保存という問題があります。古い映像というのは 8 ミリなどの、いわゆるフィルムで撮られているわけですが、そういうものは適切な保存環境に置かれませんかと劣化してしまい、そのデータが消失してしまうという可能性もあります。またそれは磁気テープも同じです。ではデジタルにすれば安全かということ必ずしもそうではなく、われわれはまだデジタルデータの運用を初めて数十年しかたっていない。このデジタルデータが未来永劫残っていくという保証は何もないわけです。DVD や CD に焼いたデータ、これが 100 年後に果たして再生機器で読めるのかということ、実は誰も分かりません。ハードディスクもしかりです。このようなメディア自体の保存ということも考えていかなければなりません。さらにはそうして蓄積された映像記録をいかに利用しやすい形でアーカイブ化していくかということも大事です。これは現在ほぼ全てのデータがデジタル化できる時代ですので、アーカイブ化に関しては、デジタル上でアーカイブ化できるという意味で、以前のフィルムや磁気テープの時代に比べればかなり容易な形になったとは思いますが、それを果たしてどのように管理運用していくかという問題はまだまだ多くの課題があると思います。

4 番目は、撮ること自体から少し離れた議論になります。それは倫理とインフォームド・コンセントに関する方法論の検討です。特に近年では映像人類学においてもこのようなことがよく議論されるように思いますが、著作権や肖像権、パブリシティ権などの扱い、さらには映像を撮る側の撮影者、もしくはその編集者自身が見たいような形で映像を作ってしまう、それが実践者の意図と離れたバイアスがかかってしまう可能性ということも常に考えなければなりません。そういったときに実践者であるコミュニティ・団体・個人という人たちが、その無形文化遺産の映像に関してどのような権利を持って、その内容に関して発言をしたり主張したりすることができるのか、というような問題も考えなければなりません。

せん。特にこのような議論は文化人類学の中の映像人類学で出て来た議論でありまして、その中には調査する側と調査される側、先進国と途上国などの政治的な力関係という問題が背景にあるかと思えます。ただ日本の場合は、もしかしたらもう少し事情が複雑かもしれません。必ずしも撮る側が権力的な意図を持って撮られる側を撮るというものではなく、むしろ逆に撮られる側の主張のほうが強いというケースもあるかもしれません。そういったときに研究者あるいは映像作家として、どういった映像を撮る必要があるのか、実践者の主張を正しいと認めて撮るべきなのか、あるいはもう少し第三者的な視点が必要なのか、というような問題が日本の場合では起こりうる可能性もあります。

以上のような議論を踏まえて、本研究会の目的としては、最終的に『無形文化遺産映像記録作成のてびき』というものを作成したいと考えています。現在まだ希望的観測ですが、本年から3カ年を目安に定期的に研究会を開催して、そこでの議論を踏まえて『てびき』の完成を目指したいと思えます。しかし『てびき』というと、皆さんの中には身構えたり反発を覚えたりする方もいらっしゃるかもしれません。『てびき』ができることにより、やり方がマニュアル化されるのではないか、標準化の名の下に一定のやり方を強制するのではないか、ということを感じる方がいらっしゃるかもしれません。しかしながら私自身としては、この『てびき』はそういうものを目指しているわけではありません。『てびき』というのはあくまでガイドラインであり、このようにするべきであるということではなく、例えばそれを読む方が、映像記録に関して事前の知識がなく手がかりがないというときに、それを見て1つの事例として参考にするというようなものを作りたいと考えています。

ですのでこの『てびき』の作成の過程においては、特定の委員やメンバーを固定して進めていこうとは考えていません。つまりオープンエンドな、誰に対しても常に開かれた研究会という形でさまざまな方々の意見を募りながら作っていきたいと思えますが、ただしその内容を文章化していく上で、最後の段階ではやはりどなたかにどのパートを書いていただくとか、執筆の分担のようなことは考えていかなければならないと思えます。それに関しても、この『てびき』でどんな執筆項目が必要かとか、どのような専門の方に書いていただくのが良いかとか、そういったこともこの研究会の中で議論したいと思えます。1つの考え方、1人の考え方を強制するのではなく、できるだけ多様な考え方を含ませるような『てびき』を作成したいと考えています。

以上で本研究会の趣旨説明と代えさせていただきたいと思えます。ご清聴ありがとうございました。

## 第一回 無形文化遺産映像記録作成研究会

### —趣旨説明—

東京文化財研究所 無形文化遺産部  
音声映像記録研究室 室長  
石村 智  
(ishimura09@tobunken.go.jp)

## これまでの経緯（東文研）

### 無形の民俗文化財関係

- 平成14年 第5回民俗芸能研究協議会「民俗芸能の映像記録作成」
- 平成15～17年 「民俗芸能の映像記録作成」小協議会（全8回）
- 平成17年 第8回民俗芸能研究協議会「民俗芸能の映像記録作成」
- 平成20年 『無形民俗文化財映像記録作成の手引き』刊行  
([www.tobunken.go.jp/ich/publication/other](http://www.tobunken.go.jp/ich/publication/other))

## これまでの経緯（東文研）

### 実演記録

- 平成14年～現在 一龍斎貞水 講談実演記録（65回）

収録作品：『天明七星談』『緑林五漢録』『仙谷騒動』『文化白浪』『難波戦記』『雲霧五人男』『金毘羅利生記』（未完）『寛政力士伝』（未完）

- 平成21年～現在 神田松鯉 講談実演記録（28回）

収録作品：『徳川天一坊』『幡随院長兵衛』『柳沢昇進録』（未完）『天明白浪伝』（未完）

- その他、林家正雀落語実演記録、「平家」実演記録など

## これまでの経緯（東文研）

### 無形文化遺産記録

- 平成26～27年 埼玉県熊谷染の記録作成

平成27年『無形文化遺産（伝統技術）の伝承に関する研究報告書』刊行（DVD附属）

- 平成27～29年 千葉県匝瑳市木積の箕の記録作成

平成29年『木積の箕をつくる』刊行（DVD附属）

(<http://www.tobunken.go.jp/ich/publication/other/kizumi2016>)

- 平成28年～現在 青花紙製作の記録作成

- 平成29年 長良川鵜飼舟製作の記録作成

- その他、宮城県・沖縄県などでの祭礼調査記録、フィジーでの無形文化遺産記録など

## 本研究会の目的

1. 無形文化遺産全体をカバーした映像記録作成の方法論の検討
  - 芸能（演劇・音楽・民俗芸能）
  - 技術（工芸技術・民俗技術）
  - 風俗慣習
  - その他（口承伝承・知識など）

## 本研究会の目的

2. 研究資料としての映像記録作成についての方法論の検討
  - 映像作家による映像記録作成
  - 研究者（学芸員など）による映像記録作成
  - 実践者（コミュニティ・団体・個人）による映像記録作成

## 本研究会の目的

3. 映像記録の保存とアーカイブについての方法論の検討
  - メディアの保存（フィルム、磁気テープ、HDDなど）
  - アーカイブ化の諸問題

## 本研究会の目的

4. 倫理とインフォームド・コンセントの方法論の検討
  - 著作権・肖像権・パブリシティ権など
  - 撮影者・編集者によるバイアス
  - 実践者（コミュニティ・団体・個人）のイニシアチブ

## 本研究会の目的

5. 『無形文化遺産映像記録作成のてびき』の作成
  - 以上、1～4の議論（さらに追加の議論）を踏まえて、『てびき』を作成する。
  - 3か年を目安に研究会を定期的に行い、4か年目に『てびき』の完成を目指す。
  - 『てびき』はあくまでガイドラインであり、映像記録作成を規制するものではない。

## 研究発表「研究資料としての映像記録作成」

佐野真規・映像作家

初めまして、こんにちは。佐野真規と申します。どうぞよろしくお願ひします。今日は「研究資料としての映像記録作成」ということでお話させていただきます。先ほど石村室長のほうからもご紹介いただきましたが、東京文化財研究所無形文化遺産部で研究補佐員とアシエイトフェローとして映像制作に携わっていました。それ以前は映画の制作とか個人での映像制作などもやっています、今でも実作をやっていますが、もともと専門は映画のほうで、文化財ではなかったのですが、ご縁をいただき記録作成をさせていただくようになりました。実際に東文研で業務にあたったいただいた記録作成例なども含めてお話ができればと思います。

「研究資料としての映像記録作成」ですが、その映像制作の目的というのは文字どおり、研究の資料に資するような映像の記録を作ることだと思います。映像にも多様なあり方の映像があると思いますが、研究資料としての資料的価値をどのように付けていくかというのが今日の1つのテーマだと思います。

もう一つのお話はデジタル技術の革新が進み撮影機材等もどんどん変わってきました。そうした変化とともに映像制作環境が変わってきたり、視聴する環境も変わってきたと思います。映像制作環境や視聴環境が変わってきたことで、映像記録する体制も変化を迎えているなかで、その辺りについても話題提供できればと思います。

先ほどの趣旨説明でもお話がありましたが、東京文化財研究所無形文化遺産部で2008年に「無形民俗文化財映像記録作成の手引き」が作成されました。その時に映像記録作成の目的を明確化させることが大事だということが挙がっていました。これは地方自治体において映像記録を制作するとき、映像制作者とどのように記録を作ったらよいかガイドとなるようなものがほしい、ということで作られていたというエピソードも聞きました。映像というのは1人で撮るのではなくチームで撮る・制作するのが基本です。例えばディレクターやプロデューサーがいて、撮影のカメラマンがいて、照明や録音といった撮影現場のスタッフが関わります。さらに仕上げをする編集や納品までと人が関わります。加えて発注する側にも担当者がいて多くの方が記録に携わりますが、第一にどのような記録を撮るかということのをベースに考えないと、映像記録が明確化しません。例えば広報普及用と言われるような目的があります。テレビ番組などをイメージしていただくと分かりやすいですが、例えば芸能を撮りにいって、芸能そのものに興味を持ってもらえるような、プロモーションをするような映像がある一方、記録保存を目的とするものもあります。無形文化遺産は時間と

ともに変わっていくものなので、その時々記録として、対象がとり行われている環境に即してきっちり収めるという少し学術的な記録などですが、用途が変わってきます。そうすると記録作成に使う機材も変わりますし、スタッフ編成や予算組み、記録作成の体制などいろいろなものが変わってきます。パワーポイントのスライド、真ん中の伝承用というのは保存会の方とか、熟練者が教えるときに活用するものとか、記録として収録時間が長時間になるが練習に使えるものとか、そうしたことを目的にするときです。

主な目的としてはこの3つが挙げられています。この「手引き」作成時は対象が民俗文化財でしたが、対象を無形文化遺産と広げたときに、やはりジャンルごとの違いがあるとは思いますが、映像記録制作の目的、意図を持つことはものすごく大事なことだと思います。それは当たり前のことでもありますが、映像記録には何人かに関わることが基本ですので、基本の目的を統一して記録作る意図の共有があることが、記録をよいものになると思います。

無形文化遺産を対象にして記録が作られている主な事例ですが、例えば文化庁がやっているものとか、各都道府県、自治体等で行われているもの、民間の団体や文化団体などで行われているもの、大学・美術館・博物館が主に行っているものなどもあります。このようないろいろな映像記録が今も作られています、いわゆる文化映画とか教育映画というか、そういうものはある種の映像を塊として見る、1つの作品として見るものが基本になっています。先ほども普及用という言い方が出ていましたが、映像作品として見るために映像を作ることが多いと思います。そうではなくて技術そのものであるとか、芸能そのものための記録を行っていくときに、それこそ研究資料として資するような映像記録があってもいいのではないかとということで今日はお話をしたいと思います。

例えば神楽などを記録されるときに、この時の動きが大事だから足元を撮らないといけない。一方で舞全体も撮らないといけないから、もう少し引いた形も撮らないといけない。いろいろなアングルが必要となることも出て来ると思います。その時にどういうものを選択するかとか、それは1本のまとまった時間軸、例えば30分の頭から終わりまでの番組を見るという形ではないような見方、そういうものも出て来るのではないかと思います。研究資料ということなので対象の何をどう考えるか、何を検証するのかということでも、映像の撮り方とか記録の作り方はやはり変わってくると思います。例えば獅子舞でしたら獅子舞の何を記録するのか、獅子頭が場所によって異なっている部分に着目して、歴史的な変遷を捉えていきたいのか、笛やおはやしのような音楽的なことをメインにすることや、いろいろなことが、同じ場所の同じ獅子舞を記録するだけでも変わってくると思います。何をメインにするかということで全然変わってきます。そうしたときに、普通は映像を作るときは事前にシナリオを書いたり、このシーンを撮って、ここから先は撮らなくてよくて、ここから先はまた撮るといった、あらかじめ計算できる形で作っていくのが基本になりますが、研究資料としてそうでない作り方もできるのではないかと。そのために、映像の在り方というのは映像作品として見ないという前提で作ってみるということもあるのではないかと思います。

先ほども挙げましたが、「木積の箕をつくる」にて、千葉県匝瑳市木積の国指定の民

俗技術なのですが、ここの保存会で行われている伝承を記録させていただきました。この時作った映像は、保存会や伝承教室で生徒さんが箕づくりを学んでいる様子を調査して撮るといって、聞き取り調査の延長というような形で行ったものと、熟練の技術者の実際の箕づくりを、そのまま技術として記録しようということで2つの要素で作りました。また、この記録を作った一番の大きな目的は、技術を伝承するために、映像や記録を見て、それを伝承教室の生徒さんたちが利用することができるかという課題を持って行いました。例えば料理教室のTV番組を見て料理をするようにできないだろうかというのがテーマでもありました。

これは熟練技術者の記録をした際の現場の見取り図ですが、このような感じです。後で映像を見ていただきますので、対照してほしいのですが、これは真ん中に箕づくりの方がいて、1カメラと2カメラの2台の体制で撮りました。保存会の会場を借りて行いました。一応ライトは立てていますが、補助灯ぐらいのもので、ほぼそのままの形でやっています。

機材としてはソニーのカメラとパナソニックのカメラを使いました。現場は録音部がなく、カメラマイクとワイヤレスマイクを使って録音機ではなくカメラに直接収録しました。この時の体制ですが、具体的な機材としては以上のようなものです。実際に映像を見ていただきたいと思います。今、カメラが入り込んできたのは僕の足で、僕が後ろから撮っている映像です。これは技術者の正面から撮っています。

#### <映像の映写>

この時は2カメラで撮りましたが、箕づくりの最初から最後までほぼノーカットで撮影しています。

#### <映像の映写>

映像を以上のような形で見ていただきました。少し飛ばしながら見たのですが、箕づくりをほぼノーカットで5枚組のDVDとして作成しました。ポイントとしては、今1カメラ・2カメラと挙げましたが、通常、技術の撮影記録を行うやるときは同方向から撮影することが多いと思いますが、例えば1カメラがあっても、2カメラも同じ側にいて、ヨリを押さえて手元を撮ると、引きで技術者全体を見せるという撮り方が多いと思います。この時は、2カメラ側で技術者の視線を模倣するような形に入って、アングルによって見えるものが全然変わってくるので、技術者の視線がどうなっているのかということとか、手元の動かし方をその次にどのように見るのかとという点を撮影するためにこちら側に入って記録を作りました。

スライドにポイントオブビュー（いわゆるPOV）と出ていますが、これは保存会の伝承教室の皆さんにお話を聞いていたときに、やはり客観的に正面から撮るのでは、実際に作ってみるときに、180度反対側になってしまうので手が反対向きに動くわけです。自分がやる時とこちらから見るときと。そうすると一々確認しながら、ここで右が何本で何本でというような、箕の複雑な構造を作っていくのが大変なので、作る人と同じ視線で見たいということをおっしゃられたので、ではそれを少し狙えるよう工夫してということでやりました。普通の記録でしたら、やはり一方のカメラに写り込んでしまう可能性もありますし、イマジナリー

ラインを超えたりするようなこともあるので、普通はなるべくならやらないことではないかと思います。今回は研究資料であるということと、何より伝承に資するようなものを作りたいということだったので、生徒さんが見て使いやすいことをやるにはどうしたらいいかということで、少しイレギュラーな形かもしれませんがその方法を選択しました。

それをやって分かったのは、撮影をするときにアングルが変わると得られる情報がどんどん変わっていくということがとても大きく、記録の際に選択するアングルが重要ということです。客観的なカメラで得られるものは、やはり観察するというのがベースになると思うのですが、主観的なものだったら技術者が、こっち側に手がいて、こうって、ここに動かして、こちら側のときは、じゃ、ここを押さえてというような、言葉にはされていませんが、コツというか、流れを押さえやすいとか、そういった点も見られるという価値があったと思います。映像を編集して結果、視聴者の主観によりそうように、見たいものを見られるように作成する試みです。

カメラとしてはスタッフが映り込んでしまったりするのですが、その時々々の意図と目的によって優先するものが変わってくると思うので、特に研究資料として扱うのであれば、何を優先するかということが一番に考えればよいのではと思います。ただこの時のやり方が一番の正解かどうかというのは僕も分からない部分があります。このような形でやったのですが、記録対象のジャンルが変われば全然違うやり方もあるし、同じ箕でも違う場所の保存会だったらこういうやり方はできなかつたかもしれません。毎回、最適解を模索していく必要があると思います。実際に作った映像は、先ほども言った 1 本のまとまった作品として見るよりは、報告書とセットで見ることを基本に作っていました。映像の得意なことと、文章や図解が得意なことというのは異なっています。映像は技をそのまま見せるのにすごく便利ですし、一目見てよく分かると思います。ただそれを抽象化させてイメージ化させていくときに、映像は実時間でどんどん流れていってしまうので、イメージするのにイラストや図解を示して、例えば箕だったら、ここをこう通して作っているのだなというのは、映像をぱっと見ただけでは捉えにくいものを、イラストや文字でカバーするとそれぞれの長所が活きます。その為に、報告書と映像をセットとして作られています。公開のやり方としては DVD として刊行し、その後ユーチューブにも全編をアップしました。今はユーチューブなどの動画サイトがすごく充実していますので、長時間 5 枚組の DVD でも丸々上げることもできるようになっています。公開のやり方としてもネットを活用していろいろなことが検討できるのではないかと思います。

続いてもう一つの事例です。先ほどの趣旨説明でもあがりましたが、「無形文化遺産 伝統技術の伝承に関する研究報告書」として、埼玉県熊谷市の染色工房への調査と記録を行いました。この報告書も映像がセットで作られています。文字による記録と図解による記録、それから技を記録するということが映像に入っています。また工房の見取り図、CAD 図が入っているとスライドに書いていますが、映像記録ですとヨリであったり引きであったり、サイズ感が変わって撮ったりします。それにカメラの位置も変わっていろいろな場所から撮

ります。なので工場の職人さんが動線をこう動いて作業されて、それをどう撮っているかというような空間把握は、映像だけだと難しいこともあります。なので、例えばここで作業をされて、次にここで作業されてというような、作業効率なども考えられた上での工場設計になっているということ、工場の見取り図から見ることで、合わせてそれを映像記録と見ることができると有効性が増すということで、実際に研究員の方が報告書上で意図されて作られていました。

この時も映像記録の体制としては聞き取り調査が基本でした。その延長として一緒に映像記録に入らせてもらうという形です。研究者と撮影者の二人が基本になって入っていたのですが、実際は作業をされている方を止めながらやるというよりは、聞き取りをしながら、そのまま工場見学をさせていただくような形で、映像記録を撮るというやり方になっていました。

繊細なことでもあると思いますが、工芸技術というのは、もともとが人前で披露する技術ではないと思います。芸能などですと、公開して人に見てもらうことを前提にしていると思いますが、工芸技術というのは商品を作るための技術でもあるので、見せられることと見せられないこともあるのではないかと思います。もちろん芸能などのジャンルでも同じように記録の際にさまざまに配慮する必要は当然あるかと思います。

それを、見せてあげます、じゃあ記録をさせてください、ということで撮らせていただけるのですが、そこを研究だからといって踏み込んでいいかというのは、やはりお互いの了解が必要ですし、記録の際の配慮が必要なのではないかと思います。記録を撮っては駄目だということではなく、お互いの協力の体制が必要ということですね。

撮影体制は僕1人の1カメラで、カメラマイクと技術者の話を撮るためにワイヤレスマイクを使いました。スライド、上から2つ目に挙げた「音の意義と課題」ということですが、記録していて、少し悩みました。というのもやはりきちんとした映像記録体制で挑んだときには映像と音を別々に撮ります。カメラマンと録音技師がいてそれぞれ別々に記録をします。そうしたほうが当然クオリティも上がるし、現場のノイズなどもない状態で撮れます。ただ今回の報告書のような、調査の延長として入ることが前提のときはスタッフ数を絞って行って、知らない人がたくさん来てわっとなるよりは、現場そのままの雰囲気撮れるような形で、なるべく調査者とカメラマンだけで、こじんまりと職人さんの普段を撮るやり方を優先してこの体制をとりました。

しかし、職人さんの動きや作業音、それらも重要な情報ですので、例えばどのような力加減でものを動かしているのかとか、身体性を捉えるときの情報として音は大きな意義を持ちます。なのできちんとした音を聞かせたいのだけれども、現場の体制としてそれが難しいこともあってこれが毎回の悩みでもあります。この辺りも、現場ごとに毎回最適解を探していく形でやっています。

聞き取り調査の延長として記録をするやり方は、工場の技術者の方が、技術そのものの話をされるときと、例えばその工場の過去の話であったり、別の方向に話題が飛ぶときもあつ

て、当然映像編集のときに困ることもありました。映像を編集すると実時間をカットしてまとめていくので、その時に話者の音声情報がちぐはぐになってしまうので、どうしようかということも出て来ます。なのでこの時は報告書用に文字起こしを全部されて、その情報は文章にまとめて収めるという形にし、映像に追加すべき情報はテロップに出すようにしていくという形をとりました。

この時の納品方法といいいますか、映像をどのような形でまとめていくかということがこちらのスライドに書いてあります。工房ごとの記録として、報告書付属のDVDに15分から60分ぐらいのものを作成し、短めのものにまとめました。これは普及用の用途と言ってもいいと思いますが、博物館などで使ったり教育用に使えるものということで分かりやすくまとめ、作業音と合わせて音楽などもミックスして載せました。一方で公開用としてではなく、工房ごとに映像記録を長めにまとめたものも作りました。これはいわゆる粗編というような形で、工房の記録を撮って、技術のある程度長く見えるような形で撮っています。3つ目は、ローデータに近い形の映像です。これはカメラを構えて回して、止めるまでにはほぼ近い形で撮ったままに近いものです。この3つを収めました。ただ3つ目に関しては、先ほども言ったように、情報として表に出すべきものではないものも当然含まれますので、その辺の配慮をするやり方となっています。

通常の映像制作のイメージですとローデータがいわゆる撮済みラッシュ（撮ったそのままの状態に近いもの）、それを編集で荒削りしたものが粗編集・長時間の記録、そして普及用途の完成版となるかと思えます。ただ今回はその途中経過も含めて、最後までなるべく全部を収めるというやり方をしました。粗編集版を研究資料として使えるように、東文研と熊谷市でデータの共有をするということも行われました。

この納品の工夫というのは、一般的な映像制作のやり方、体制と違うかもしれません。普通は完成品の納品だけ行われると思えます。撮影をする前に企画開発を行い、どういうものを撮ろうかと決めて、それならばこういうものを撮らないといけないというような流れで行うのが一般的だと思いますが、研究資料として使用性・運用性を高めていくためには、それだけではない納品方法や、研究者と映像制作側のお互いの連携の取り方という点で模索していけるのではないかと思います。

この3つがあると2次利用もある程度進められます。例えば博物館に収めたときに、この長時間の粗編集版に再編集を加えて変更し、別のバージョンとして利用するということにも対応できますし、その辺のやりとりが柔軟にできる可能性があります。研究資料としての映像ですと、映像の完成品だけでなく、余白の必要性があると思えます。それは、用途によって変える柔軟性などにもなってくるのですが、同じ被写体を記録したものでも研究目的が変わると使い方が変わってくるし、編集も変わってくる、撮影も変わってくるということがあります。もちろん利用目的として、普及用に使いたいけれども、そういう映像の撮り方はしてなくてちょっと難しいという場合も当然あると思えますが、余白があると撮った映像を別用途にも利用、活用ができる可能性があります。

例えば、先ほど石村室長が言われた滋賀の青花紙制作の記録事業にて、友禅の下絵を書く染料のもとになる青花紙を作っている記録がありますが、熊谷市でも手描き友禅をされています。それらの記録を撮っているものもあって、では新しく友禅の映像資料として、お互いに比較検討できる部分が出て来たのではないかとということで、最初に想定していなかった利用方法を、資料の積み重ね、映像記録の積み重ねによって、別の編集意図で作ることもできます。ローデータであるとか、長尺版としてあると、資料の再利用が行いやすくなります。

次にスライド、上から3つ目「撮影体制の組み方」です。普通の制作ですと完成品、いわゆる「きれい」なものを作ることを基本にするのですが、研究資料としてですと、そういうやり方をしない場合もあると思います。それはデジタルの撮影技術が簡素化して、機材も簡便化し機動力が上がったからできるということもあると思いますが、撮りながら考えていくとか、考えながら撮るような形、そういうこともより行いやすくなってきました。それは事前の調査をしないということではなくて、事前に調べた上である程度の完成のイメージは持ちつつ、調査をしながら、この情報は足りないから追加で撮れるね、これは撮れているから、次はこちらの形ができるね、というような走りながら考えるというやり方もよりやりやすく、できるようになってきたのではないかと思います。

スライドの上から4つ目「監修者、研究者との連携」です。それは今言ったように走りながら考えたりすることにも必須だと思いますが、研究目的を常に共有するということにも関わってきます。要はどういう記録を撮りたいかということ、制作目的をお互いベースとして持ち続けていれば、ある程度の変更とか、今言ったような新しい情報が増えたので、追加でこちらの情報を撮ろうというときにも、フレキシブルに対応できるかと思います。現場の撮影から、編集のポストプロまで、その時々々の意図というのは、後々仕上がりにも関わってきますので、きちんとやっていく必要があります。

「保存会技術保持者との協力体制」ということですが、肖像権や著作権、著作者隣接権のような、上演されたり技術を持っている方の権利ということと、映像を撮った側がそれを使っていくときの権利、1次利用や、その後にまた別の利用方法で使いたいというときに権利関係が問題になることもあります。なのでその辺の権利を伝承者の方たちとお互いに連携を取って、この辺まではクリア、ここから先は駄目というような形でしっかりクリアしておく、ローデータで保存しておいたときに、それが後に2次利用、3次利用としても使えるようになることも出て来ます。なのでその辺の連携はかなり重要になってきます。

さきの二つとも関連することですが、「内容の確認」ですが、映像記録の作成途中で木積の時も、熊谷の時も、映像を技術者の方に見ていただきました。見ていただいてフィードバックをもらって、この技術はこうだと思ったけれども、実は違うのだということが出て来たりします。木積の場合は上映会という形で、ほぼ完成に近い形を見ていただいたのですが、先ほど映っていた技術者の息子さんがいらして、お母さんと一緒に見て語るということがあったり、伝承そのものにも、このように上映を見ることはいいことかもしれないような機

会があったりします。それはこの映像の編集や仕上がりに反映する事と、少し異なった面かもしませんが、面白い機会でもありました。

続いて宮城県女川町の獅子振りの映像を少し見てください。

<映像の映写>

これは 宮城県女川町で行われている獅子振りの映像です。東文研の久保田室長とご一緒したのですが、この時、久保田さんからきちんとしたものを撮るというイメージではなく、メモのようなものでいいから撮ってくれという言い方をされました。震災で被災した仮設住宅での奉納のときです。これは浜辺に造られた仮設の浜小屋の中で行われたものです。これも撮影はカメラマンとしては僕 1 人で、ソニーのハンディカム 1 台で、これも仮設住宅の中なので距離が十分取れずに全身が入れられなかったりしているのですが、そのまま撮っています。

<映像の映写>

というような形でぱっとまとめたものがこのような形です。この時は撮影が 2015 年 1 月 3 日で、撮ったのは僕です。ソニーのハンディカムを使い撮影場所は宮城県女川町です。その時調査に同行したのは東北歴史博物館の小谷さんと久保田室長、研究補佐員の伊藤さんでした。東日本大震災で被災した地域の調査ということで行って記録したのですが、この獅子振りそのものを撮って、きちんとした記録にまとめるというようなつもりでいったのではなく、あくまで 2015 年当時の被災地の状況を記録するという目的で入りました。これはあくまで資料として撮る形で行っているので久保田室長が言ったメモといった言い方になっています。これが女川町の被災後の宅地移転記録として女川町のホームページに上がっているものです。被災地域での芸能の記録などは災害の復興や地域での変遷なども考えていく上で、先ほどの映像記録単体ですと大したものではないかもしれないのですが、資料として重なるときに意義が出てくるのではないかと思います。

例えば女川町の集落の場合は、津波で凄惨な被害を受けて高台に集団移転される事が進んでいると思いますが、地域が本当に丸ごと変わってしまうような可能性があります。地域の人々に根ざしているような民俗芸能ですと、震災のようにものすごく大きな影響を受ける災害などによる変遷、無形の文化財は変化していくものですので、その変化を押さえることも 1 つの大切な要素となってくるかと思えます。女川町ですと集落ごとに 21 の獅子振り団体があって、獅子頭などもそれぞれ異なったもので作られているそうです。このスライドは女川町で集団移転された集落の移転記録の 1 つですが、真ん中の数字は少し見にくいのですが、集落の家の数と津波で全壊した家の数がほぼ一緒という結構衝撃的な数字があったりします。これもそうです。全壊の被害家屋数の数字が出ています。本当に衝撃的な数字で改めて見て結構びっくりしました。

ということで先ほどのメモのような映像というような言い方をしましたが、それも複数の積み重ねによる使用性・利用性というものが出来て来るのではないかと思います。それに対して情報のひも付けをしてあげる、いろいろな映像が重なってくるときに情報のひも付け

がないと、これはどこの映像だというのがどんどん分からなくなってくるので、先ほど流した映像にも撮った場所が出ていましたが、あれは女川町の横浦という集落と、他に実は3つの集落の獅子振りが入っていました。編集しているので少し分かりにくかったかと思いますが、例えばこれは横浦で、これは竹の浦だというような、そのひも付けをする必要性が出て来ると思います。

そのように記録をすることで、もう一つの、これは副次的な産物かもしれませんが、防災予防に資するような記録の可能性というのも出て来ると思います。被災した地域の女川町の獅子振りの獅子頭を再現するのに、写真やテレビの画面から再興されたという事例が出ていますが、それは映像的な資料があつてこそその役割だったと思います。無形の防災ということで、東文研のロビー展示でも行われていましたが、映像記録が担える役割として、目で見たいものをそのまま写し撮れるという特性がある分、そうした減災に資するような資料を作る研究にも役立てることができるのではないかと思います。

また、少し雑談的な感じですが、実は無形文化遺産部にも古い8ミリの映像があつて箱にフィルムだけが入って置いてありました。箱の所に地名だけ記載があつて、何を撮つてあるか分からないというものがあつたり、撮った年だけ書いてあつて何が写っているのかが分からない。8ミリですと、ビューワーを使うか、上映するなどして内容確認しないと中身が分かりません。これはデジタル化する価値があるのかとか考えたりするのに、情報のひも付けというのは身近に大切なのだと思つた資料が眠つていたりしました。実際にその資料をデジタル化してみたら、沖縄でやっていたイザイホウの1978年の記録があつたり、貴重なものもあつて「やってよかったね」ということでしたが、上映して写っているものが見て分かればいいのですが、見ても分からないことも当然あるので、本当に情報のひも付けというのは、映像が増えている現代ですとなおさらデータベース化の課題としても出て来ますし、利活用するときのテーマにもなってくると思います。

「制作環境の変化と映像の在り方の変化」ということで、撮影機材がどんどん変わってきています。スライドでは8ミリからHi8・DV・HD、一眼レフ等の登場、レンズ・センサーの拡大、4K、スマートフォンの発展というふうに書きましたが、これだと割と個人制作的な変遷によつています。テレビの制作環境とか映画の制作環境ですと、またこれとは違う形となりますけれど、研究者が撮るような、個人が使える機材レベルの話ということで書かせていただきました。

前回の無形文化遺産部で行われていた「映像記録作成の手引き」の議論がされていた2008年当時ですと、デジタル機材がようやく出だして、現場も少しずつ変わりだしたときだと思います。1990年代末から2000年代の初めにデジタルビデオ機材が出て来て、その後ハードディスクが大容量化して、今4テラで一万円以下になってきました。要はすごく、簡単に長く撮れるようになってきたということですが、その間に個人PCが性能もよくなって家庭でも編集ができるようになってノンリニア、いわゆる時間軸に沿わない形で編集ができるようになってきました。そういった映像編集ソフトも例えばアドビのプレミアですとか、ア

ップルが出しているファイナルカット、またエディウスというような個人でも使えるようなものが出て来て、研究者だったり学芸員だったり、1個人として研究資金程度でも対応できるような体制が取れるようになってきていると思います。プロが撮ったものとは当然差はあると思いますが、ある種の個人記録であったり、研究者が撮ったものというの、地域とか場所のひも付けすることで資料的な価値を持っていくということがあります。例えば先ほどのイザイホウですと沖縄県久高島地域の芸能ですが、昔のものが歴史性と地域資料として価値を持っていくということが実際に8ミリでも起きていますので、現在でも気楽にデジタルが撮れるけれども、資料の保存を考えていく上では、そこも大事にしないといけないと思います。

その次が今の話題とも関連しますが、「記録時間の非制約化、編集環境の可能化」ということで、フィルムですと、どうしてもそのメディア自体が高いことがありますので、それがハードディスクやサーバーに記録できるようになってきて、どんどん長く撮れるようになってきました。長く撮れるのはいいけれど、実際にどれを見たらいいのかというような逆説的な問題も出て来て、そこはこれから先も議論があることだと思います。変わってきた制作環境の変化によって、記録方法や撮影方法もおのずと変わってくるということですね。

「撮影機材の変化、方法の多様化」ということで、振動を防ぐ技術としてジンバル・スタビライザー・ドローンとありますが、ドローンは皆さんご存じの空飛ぶラジコンヘリのようなものを飛ばしてやる技術です。スタビライザーとかジンバルというのは手ぶれをなくするための技術で、カメラに付けたりして、このように手持ちで歩いても全然揺れなくすることができる技術です。それが本当に今安くなっていて、携帯電話に付けるものでOsmo（オズモ）とか、メーカー名ですが、モバイル用だと1万5,000円ぐらいで出ています。それだと携帯をぶんぶん回しても軸が安定して、本当にそのままきれいに撮れるという技術となっています。ステディカム等の機材に頼らなくてもよくなり、機動力や廉価化がすすんでおり、現在進行形で撮り方もいろいろ変わってきているかと思っています。

超高感度撮影というの、分かりやすく例を挙げるとソニーα7Sなどですが、夜間に撮っても、昼間に撮っているように撮れるカメラが出ています。花火を写真で撮ると普通のカメラだと暗くてうまく写らなかつたりしますが、このカメラですとそれすらもノイズも少なく明るく撮影出来ます。明かりがないのにまるで昼間爆発が起きたような写真が撮れたというような、笑い話のような写真も撮れたりして、夜間に行われる芸能などに対しても、撮り方も作り方も変わってくるというものが出来て来ています。

またもう1本映像を見ていただきたいのですが、これはアメリカ、ハリウッドの映画監督のザック・スナイダーが撮った映像です。

<映像の映写>

今上映したものは、動画サイトで公開されている3分ぐらいの短編です。これはiPhoneで撮影されています。スマートフォンと映像ということで事例として挙げました。ザック・スナイダー監督が、学校で映画製作の授業を持ったときに「iPhoneでも映画は撮れるんだ、

と言ったのはいいけれど「あ、自分で撮ったことねえや」ということに気が付き、では実際に撮ってみるかと思われた作品だそうです。厳密には使用機材は iPhone だけでなく、iPhone のレンズに別のレンズ、マウントをかませるようなやり方をされていたり、少し iPhone を拡張する形での撮影になっているのですが、iPhone そのままで撮っているそうです。映像を見ていただいても分かると思いますが、ほぼ普通の映画のようなショットが撮れるというところまで来ています。実際に業務用のレッドというカメラを使って現在映画を撮ったりもしていますが、インターネットの動画サイトでカメラの比較映像が挙っていても、かなりのところまでスマートフォンは来ています。その比較というのがよく分かる例だと思って挙げてみました。日本での身近な例ですと、HKT のこの間出たアルバムで 48 人分それぞれにプロモーションビデオを作るという企画があったのですが、その中でも『呪怨』などを撮っているホラー映画監督の清水崇さんが iPhone で 1 本撮影されています。これも本当にクオリティ的には普通の映画と全く変わらないものが上がってきていて、ばかにできないというか、映像を作成するのに身近なものでも撮れるという技術になってきています。

これは先ほどのザック・スナイダー監督のメイキング、現場の写真ですが、真ん中は iPhone で撮られています。この持っているハンドルのようなものが、先ほど少し話したジンバルという手ぶれをなくするためのもので、Osmo (オズモ) というメーカーだと思いますけれども、このような形で撮られています。照明や編集などはしっかりプロの技術で行われて撮影をされていると思いますが、このように現場に iPhone を構えて、真ん中の三脚の上に置き、横に伸びているのは移動撮影するための機材を付けてやっています。これでも撮影が行えているということですね。

現在の、日本のスマートフォンの普及率ですがこのスライドのような状態です。これは平静 29 年度に総務省が出した情報通信白書でのスマートフォンの普及率ですが、世帯数の保有数で見ると、この赤の上がっている指標が現在 71.8%。家庭にスマートフォンがあるということです。タブレットがあつたりすごく高い保有率に変わってきています。携帯電話が 94%という中でスマートフォンは 71%です。スマートフォンになり、何が変わってくるかというと、先ほども話した映像の見方がどんどん変わってくると思います。家のテレビで見ていたのが、テレビを使わずユーチューブなどの動画サイトで見るというような形に変わってきたり、映像の携帯性というか拡張性もどんどん変わってきています。これが世代別のスマートフォンの普及率ですが、全体ですと 56%ぐらい、高齢世代と若い世代とどうしても開きはありますが、これだけ現在普及してきたという数字です。

映像の見せ方の多様化ということでもう少しお話しします。映像フィルム・DVD・ブルーレイなどのメディアで、テレビなどで今までと同じような形で見るというやり方はスタンダードだと思いますけれども、配信サイトなど、そうでないものもスタンダードにどんどんなってきました。

映像記録ですと、パソコン・スマートフォン・タブレットで映像を見る（ユーチューブな

どで見る)、それをハードディスクなどに収録しておき展開して見るやり方、サーバーやデータベースなどにサイト構築をしてそこで見るやり方、アプリやデジタルブックの中で見るやり方も出て増えてきていると思います。関西で CN インターボイスの高濱さんが作っていらっしゃるような、ハードディスクに長時間記録してお祭りなど、多箇所の記録を選択して俯瞰的に見るような記録を作るというような試みが行われていたり、映像の在り方が作品として決まったものを決まった時間に見るというようなまとまり方ではなくて、ある程度見る側も取捨選択できるような在り方というように変わってきている面があるのではと思います。サーバーやデータベースでの展開も、例えば既に誰かが撮った映像、それこそ iPhone などでのいろいろな場所で撮られたようなものをアーカイブ化する、データベース化するというようなこともできてくると思いますし、ポータルサイトとして民俗芸能の記録とか、そういうものをまとめていく、そこで見ていくということもどんどんできるようになってくると思います。アプリやデジタルブックですと、先ほどの箕の記録ですが、あれもデジタルブックなどで出したらどうかという話がありました。技術の記録ですと文字を見ながら、例えばその技術はどういうものかというのを、そこをクリックしてすぐに映像につながって見られるというような形だったり、映像を単体で見るとよりも、そのほうが情報の受け手にとっては便利な見方があるということです。ブラウザ上でパソコンで見るというのもできますし、ダウンロードしていつでも好きなとき、ネット環境がなくても見られるというようなやり方も選択できます。

映像の見せ方として、作品として見るのではなく、資料の中の、ある 1 つのものとして見る、重層的な記録の中の 1 つとして映像を見るというような、映像をもっと多様化させてどんどん膨らませていって、それぞれを連携させて役に立たせるというような見せ方というのも模索していけるのではないかと思います。

少し映像とは離れてしまうかもしれませんが、映像的な記録手法ということで動作解析とかアイトラッキング技術、視線の分析です。この記録対象者がその時に何を見ているのかという分析なども可能になっており、VR 技術・AR 技術というものも出て来ています。動作解析とかアイトラッキングですと、視線や重心といった無意識に行われていることや、言語化されないようなことを数値化して計測したりすることで、技術の後継者に曖昧に語られていたような「こつ」とか「力加減」のような曖昧なものを伝えることができるのではないかと思います。

これが実際にどう活用できるかというのは僕も不勉強で分かっていない部分もありますが、美濃和紙の伝承者を対象にして、このアイトラッキングの技術を見させていただいたのですが、これを見た後で若い伝承者の方が「熟練の方ってこうやって動いていたんだ」ということが分かったというか、認知が変わったという話も聞きました。それが伝承にとっていいか悪いかというのはまだ分からない部分もあるかもしれません。しかし、実際にそういう活用事例もありました。

VR 技術は SF 映画的なイメージがあるかもしれませんが、現在、既に実用化させていま

す。

新宿の歌舞伎町などで今 VR の体験センターのようなものができていますが、CG（コンピュータ グラフィックス）のこのように頭に付けるヘッドセットがよくあると思いますけれども、僕もこの間やってみました。頭に付けて、その時は『マリオカート』とか『エヴァンゲリオン』みたい体験ゲームもやったのですが、使用者は本当の映像の中に入るような形で体験ができました。これは普及用とか記録対象を全然見たことがない人に、伝えるときに体験してもらおうというやり方として、面白いやり方だと思います。ただその活用の方法というのは 1 回体験して「面白いけど、実際はどうやってやればいいのかという先までを考えていけるとよいと思います。

次に AR 技術というのは現実を拡張する技術です。例えばサングラスとかコンタクトレンズのような機器を付けて、それがモニター代わりになって、いろいろな情報やアドバイスがもらえるというようなやり方ができたりします。要は現実に見ているものが、例えばこれを見ているときに、この人の名前が出たり、今の気温は何度ですと出たり、現実の情報をごんごん加えて与えてくれます。それは技術の練習や習得にはかなり有効なのではないかということは、ぱっと見て思いました。先ほどの箕などもそうなのですが、例えばここで手順が自分の目で見ているときに、ポイントとして表示されてくるとか、ここからここで次にいきます、といったサポートができるかもしれません。技術の習得のために、練習などする上でも便利かもしれないと思いました。ただ、果たして伝承としてそれでよいのかというようなことは別の検討すべき面としてあるかもしれません。

こちらは真面目なテーマというか、資金と現実ということで、今までお話をさせていただいたものは資金規模の小さい制作体制だと思います。現実問題として文化財の行政の予算は、日本において限られているというのは根本的な問題だと思いますが、例えば韓国の無形文化遺産院ですと、映像の予算は日本の予算と二桁違うと言われたりもしますし、国の助成金も、取れればいいのですが、なかなかその機会が得られないという場合もあると思います。そうした現実問題があるものの、とは言え助成金が取れなくても伝承者の高齢化や後継者不足などで記録をしないといけないという切羽詰まった場合があるときにも、少ない予算でできることをやるというのも 1 つのやり方かもしれません。そういう時に、映像制作者のプロに頼る部分と、予算を抑えるために自分たちでまかなえる部分をやっていくのも 1 つの方法かもしれないと思います。映像作品として、映像をまとめた時間に構成する、いわゆる編集の技術ですとか、記録として研究に活用できるものとしてまとめていくというときには、当然素人だけですとできないこともあると思うので、そういうときにはプロに頼る部分は頼って、自分たちでできる部分はやってみるというようなやり方ですね。予算規模が小さくてもそういう実現可能性を持たせることができる制作環境も出来てきています。それはアマチュアにやらせて、プロの仕事を奪うということではなくて、プロができることとアマチュアでもできることが増えたということだと思います。

大きい案件でしっかりした映像を作るというのはもちろんプロがいなければできないこ

とだと思いますし、小さい案件では研究者たちがすることもできるようになったということです。撮影機材の簡易化で、小さい研究資金レベルでもできるようになったという、これが一番大きいと思いますが、その中にプロが関われる部分がありますので、それは結果、映像の仕事を増やしていくということと繋がります。そうした制作体制でのあり方・プロとの関わりについて、制作者側から提案していけるとお互いにとってよりよいのではないかとも思っています。

熊谷の例で納品方法を増やしていくという形を挙げましたが、あれも完成品だけを収めるのではなくて、制作者に対して、少し仕事量は増えるけれども粗编版とローデータを収めてもらえませんか、というような契約にお願いが出来れば、仕事と予算が少し増えることにもつながるかと思います。制作者にとってもプラスの面がありますし、研究者にとってもプラスになる面があると思います。

映像はもっといろいろな使われ方があってもいいかと思います。もちろんプロが撮ったきちんとした記録が必要で、それは第一ですが、そこから先に研究者なり学芸員などが撮るもの、また一般の方が撮るようなものということで、記録の映像が増えていくことは記録対象そのものの認識の拡張にもつながるので、いろいろな映像がどんどん撮られていくと思います。またそのような環境が整ってきたということでもあると思います。

「批評と評価の必要性」ということで、記録映画とか文化映画ですとキネ旬とか映画雑誌なども含めて、記録映画に対しても賞があったりしまして、ある種の評価体制というものもありますが、そうではなくて、研究資料としての映像にもある程度学会とか、このような映像記録作成の研究会の場で評価を与えるような機会があってもよいのだと思います。研究資料ですので賞レースということではなく行えることが前提ですが、映像記録そのものの発展にもつながっていくよう、手法の検証や、新たな方法論の提案というような形にもつながっていかればと思います。

長時間、雑多な話となりましたが、まとめとしまして、研究資料としての映像記録作成というのは映像作品でなくて、多層的に記録をしていくような手法の1つとしての映像の在り方を探っていくらどうかということです。映画などのようにまとまった時間でない映像、作品ではなくて多層な記録の中での1つ、その積み重ねとして柔軟性を持って2次利用としても使えるような映像の積み重ね、そうすることで映像に研究資料としての価値が出て来るのではないかと思います。

僕からは以上です。どうもありがとうございました。

# 研究資料としての 映像記録作成

佐野 真規

2018/2/19

研究資料としての映像記録作成

- 研究資料としての資料的価値
- デジタル技術、制作環境の変化

2018/2/19

## 『無形の民俗文化財 映像記録作成の手引き』 (東京文化財研究所 無形文化遺産部2008年)

○映像記録作成の目的を  
明確化させることが重要  
→どのような記録を作るのか

記録用

伝承用

普及用

2018/2/19

## 無形文化遺産の主な映像記録作成事業

- ▶ 文化庁 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財  
映像記録作成
- ▶ 文化庁 工芸記録映画シリーズ
- ▶ 都道府県（各地方自治体）による映像記録作成事業
- ▶ 民間団体・文化財団等の映像記録作成
- ▶ 大学・博物館・美術館・研究機関などによる映像記録
- ▶ 保存会・伝承者等が主体となって作成される映像記録  
などなど

普及用 映像記録 = 研究資料としての映像記録？

2018/2/19

## 研究資料としての映像記録作成

- ▶ 研究方針  
対象の何をどう考えるのか  
何を検証するのか
- ▶ 映像のあり方  
“作品”として映像を見ない

2018/2/19

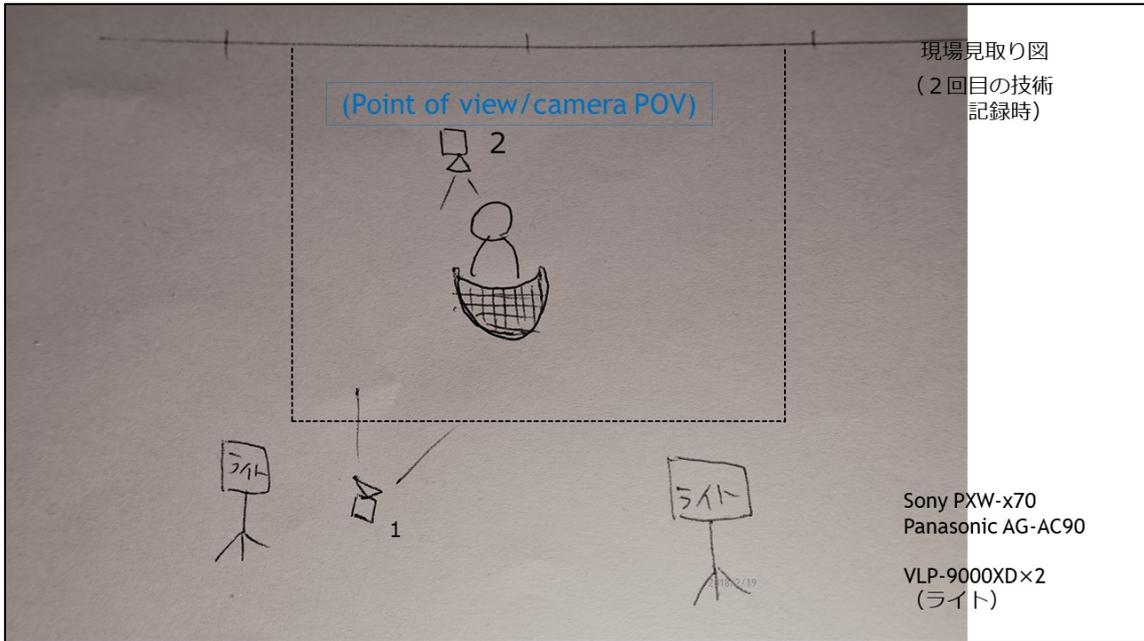
## 『木積の箕をつくる—千葉県匝瑳市木積』

(<http://www.tobunken.go.jp/ich/publication/other/kizumi2016>)

- ▶ 伝承用 保存会・伝承教室で生徒さんが箕づくりを学ぶ
- ▶ 撮影体制 ①聞き取り調査の延長。伝承教室を記録撮影。  
②技術保持者の箕づくりは別途記録撮影



2018/2/19



## 研究資料としての映像記録作成

- ・得られる情報の違い
- ・意図と目的、その時々で優先するもの
- ・唯一の方法ではなく時々の最適を探す

「目的によって必要なアングルや機材の検討」



2018/2/19

## 『木積の箕をつくる—千葉県匝瑳市木積』

(<http://www.tobunken.go.jp/ich/publication/other/kizumi2016>)

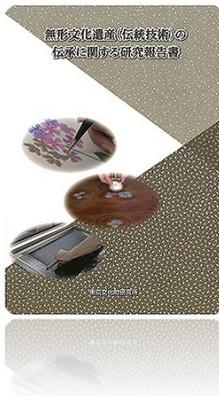
- ▶ 報告書とセット 映像の得意なこと／不得意なこと
- ▶ 映像は長時間収録 = 5枚組DVD。Youtubeでも公開



2018/2/19

## 『無形文化遺産（伝統技術）の伝承 に関する研究報告書』

(<http://www.tobunken.go.jp/ich/publication/other/2015tt>)



- ▶ 埼玉県熊谷市の染色工房へ調査
- ▶ 報告書と映像はセット
- ▶ 工房の見取り図CAD、道具や技術の詳細については図解解説
- ▶ 映像記録の体制  
聞き取り調査、その延長として映像記録作成

2018/2/19

## 『無形文化遺産（伝統技術）の伝承 に関する研究報告書』

- ・撮影体制 1カメ、カメラマイク。  
場合によってワイヤレスマイク使用
- ・音の意義と課題



撮って  
いいですか

日常に近い形で現在の技術の記録を撮りたい  
工芸技術はすべて公開するものか？

2018/2/19

## 研究資料としての映像記録作成

### 納品方法

- ・公開用に短くまとめた各工房の記録 = 普及用  
(15分~60分)
- ・工房ごとに長めにまとめたもの  
(1時間~2時間)
- ・Raw Dataに近い形の映像  
(\* 工芸技術として各工房の秘匿性が高い情報  
など表に出すべきでないものへの配慮)



納品？

東文研・熊谷市とデータ共有

2018/2/19

## 撮りながら考える 考えながら撮る

“研究資料”としての映像のあり方

- ・余白の必要性
- ・用途によって変える柔軟性
- ・撮影体制の組み方
- ・監修者（研究者）との連携
- ・保存会、技術保持者との協力体制  
（肖像権、内容の確認→成果に反映）



調査と撮影

2018/2/19

## 宮城県女川町の獅子振り

- ▶ 撮影日2015年1月3日
- ▶ 撮影者 佐野真規
- ▶ 撮影機材 sony handycam (HDR-PJシリーズ)
- ▶ 撮影場所 宮城県女川町
- ▶ 調査同行者

小谷竜介（東北歴史博物館）、久保田裕道（東京文化財研究所無形文化遺産部）、伊藤純（無形文化遺産部研究補佐員）

2018/2/19

別記様式 女川町防災集団移転促進事業計画書（平成29年6月29日届出） 女川町HPより

事業実施年度	自平成24年度 至平成30年度
--------	--------------------

**女川町防災集団移転促進事業計画書**  
(第4回変更の第3回軽微な変更)

都道県名	市町村名
宮城県	女川町

【変更時の記載方法】

・変更時  
変更後(赤字)  
変更前(黒字)

・追加時  
変更後(赤字)

・削除時  
変更前(黒字)

※都道県が作成する場合は市町村名は記載不要

別記様式 女川町防災集団移転促進事業計画書（平成29年6月29日届出） 女川町HPより

1 移転促進区域

移 転 促 進 区 域 名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全歳戸数	半壊戸数	
たのほま 指ヶ浜地区	16,642 (15,224)	平成24年12月10日	32	31	0	当該地区は東北地方太平洋沖地震により最大津波高さ18m以上の津波に襲われた。地区の集落が津波により壊滅し、低地部の大半が浸水、建物のほとんどが全半壊の被害を受けた。 震災に強い安心・安全な集落の形成をめざし、居住地を集落背後地の高台に移転する必要がある。
たのほま 御前浜地区	38,181 (33,161)	平成24年12月10日	63	60	0	
あふる 尾浦地区	37,544 (37,422)	平成24年12月10日	75	74	0	
たのほま 竹浦地区	29,276 (27,298)	平成24年12月10日	68	65	1	
あがりま 桐ヶ崎地区	14,964 (14,667)	平成24年12月10日	28	28	0	
たかしら 高白浜地区	13,560 (13,383)	平成24年12月10日	28	25	2	

2018/2/19

1 移転促進区域

移 転 促 進 区 域 名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
寺間地区	25,297 (25,297)	平成24年12月10日	93	59	13	当該地区は東日本地方太平洋沖地震により最大津波高さ18m以上の津波に襲われた。地区の集落が津波により被災し、居住地の大半が浸水、建物のほとんどが全半壊の被害を受けた。津波に強い安心・安全な集落の形成をめざし、居住地を集落背後地の高台に移転する必要がある。
中心部地区	396,818 (375,430)	平成28年1月19日	1,333	1,299	34	当該地区は東日本地方太平洋沖地震により最大津波高さ18m以上の津波に襲われた。事後、女川町復興計画に基づき津波防災施設が整備された場合でも1津波防災施設には、浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転が必要である。
合 計	694,060 (661,096)		1,975	1,876	60	

- (注) 1 「移転促進区域名」欄に記入する区域名には、A区域、B区域等の符号を用いても差し支えない。  
 2 「移転促進区域の面積」欄には、上段に地区面積、下段括弧内に住宅用地（住宅の用に供する土地）面積を記入すること。  
 3 「災害危険区域の指定」欄には、既に災害危険区域が指定されている場合には指定年月日及び建築制限内容を記入すること。  
 4 「集団移転が必要な理由」欄には、当該区域の住宅を集団移転させる必要性を記入すること。  
 5 移転促進区域の位置及び状況が判断できる位置図及び区域図を添付すること。  
 (位置図) 縮尺1万分の1の図面に全ての移転促進区域を赤線で明示し、区域名を記載すること。  
 (区域図) 移転促進区域毎に縮尺5千分の1以上の図面に移転促進区域を赤線で明示し、区域内の土地について境界を黒線で明示した上で、被災前の土地利用の区分に従って色分けし、区分毎に通し番号を付すこと。  
 宅地（住宅敷地） ……赤（公有地の場合は赤斜線）  
 宅地（住宅敷地以外） ……青（公有地の場合は青斜線）  
 農地 ……緑（公有地の場合は緑斜線）

2018/2/19

## 研究資料としての映像記録作成

- ・ 複数の積み重ねによる資料性
- ・ 情報の紐づけ
- ・ 防災・予防に資する記録の可能性

映像は現実  
を写し撮る

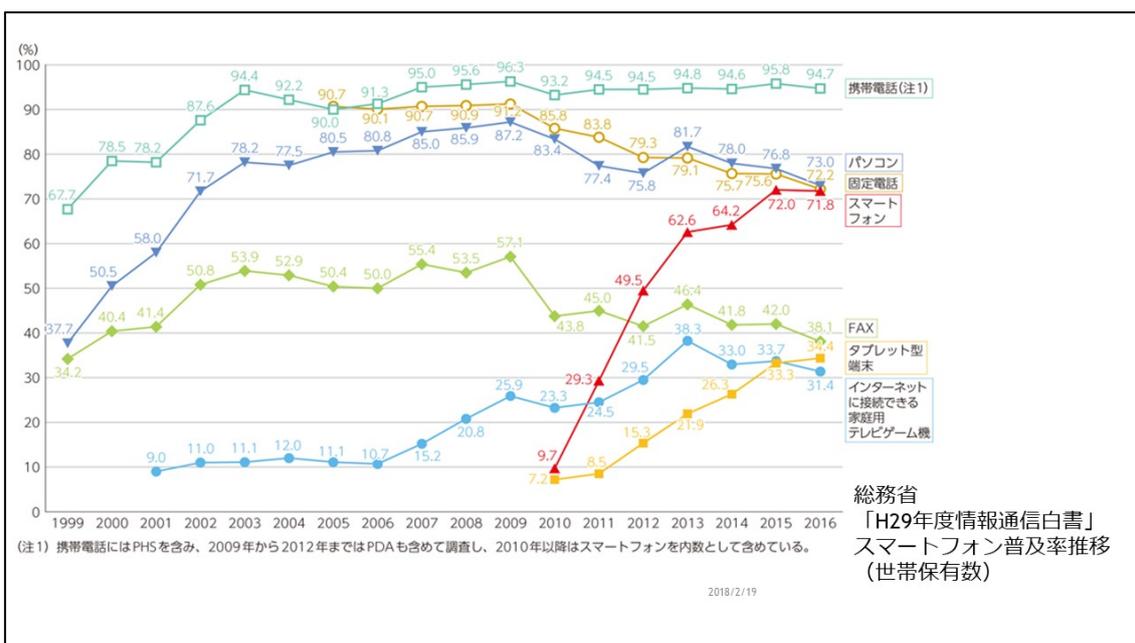


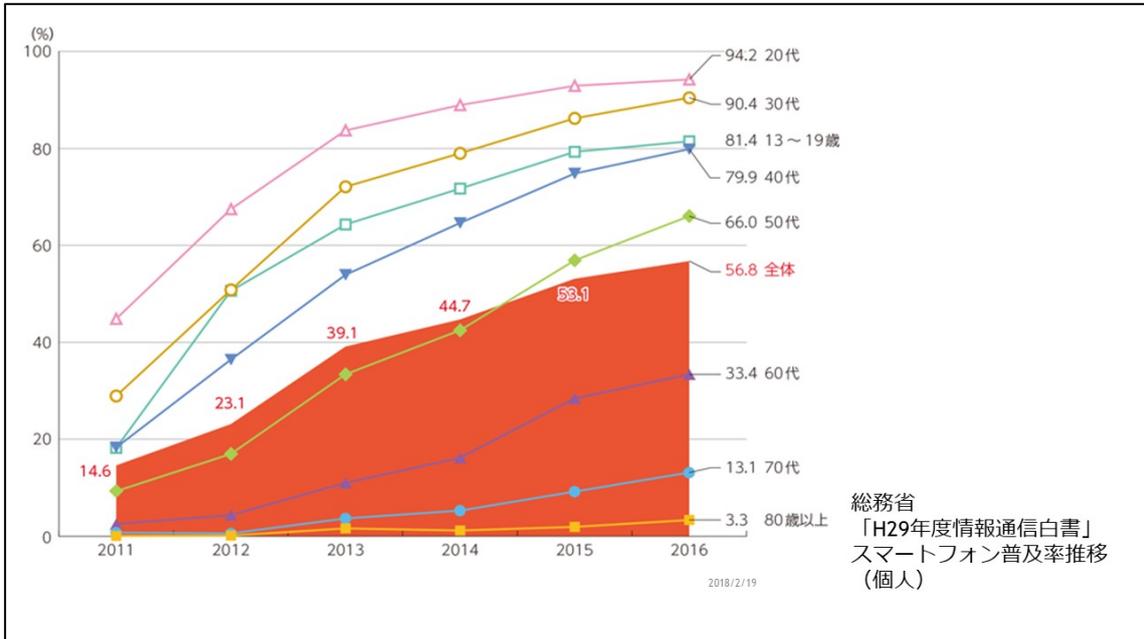
2018/2/19

## 制作環境の変化と映像のあり方

- ・ 撮影機材の高精細化と廉価化  
8mm→Hi8→DV（デジタル化）→HD→一眼レフ動画  
（レンズとセンサー拡大）→4K→スマートフォンの発展
- ・ 記録時間の非制約化、編集環境の可能可  
フィルム→HDDやサーバー（記録メディアの安価化）  
個人PCによるノンリニア編集
- ・ 撮影機材の変化・方法の多様化  
ジンバル/スタビライザーとドローン  
超高感度撮影

2018/2/19





## スマートフォンと映像

### ・ザック スナイダー監督の事例

“アートセンター・カレッジ・オブ・デザインで映画の基礎コースの指導をする計画だった。スナイダーによれば、スマートフォンを持っている人なら誰でも映画をつくれるという感覚を授業によって染みつけたのだという。しかし、授業計画に際してそれを自分自身でやったことがないと気づいたのだった。この短編は、いわば「自分が目の前の学生たちに嘘を教えていないことを確認する」手段”

(WIRDより引用 <https://wired.jp/2017/10/09/zack-snyder-iphone-movie/>)



HKT48 1st アルバム 通常盤「092」  
清水崇監督もiphone撮影

2018/2/19

引用 <https://twitter.com/afzalistan/status/932773292812877824>



2018/2/19

引用 <https://twitter.com/afzalistan/status/932773292812877824>



2018/2/19

## 見せ方・視聴環境の多様化

- 映像フィルム、TV (DVDやBD)  
いままでと同じ形でも
- PCやスマートフォンでの視聴  
YOUTUBEなどの動画サイト  
HDD収録し展開する方法  
サーバーやデータベース、サイト構築して見せる  
アプリやデジタルブック

2018/2/19

## 映像的記録手法の多様化

- 動作解析、アイトラッキング技術  
(視線計測・分析)
- VR (virtual reality = 仮想現実)
- AR (Augmented Reality = 拡張現実)

2018/2/19

## 資金と現実：映像記録作成のあり方

- 予算規模  
大きいものと小さいものの両立
- 映像制作機会そのものの増加へ  
予算規模が小さくても実現性を持たせる
- 評価／批評の必要性  
記録映画／文化映画だけでなく映像記録にも

2018/2/19

## まとめ

- 研究資料としての映像記録作成  
「映像作品」ではなく多層に記録をする  
手法のひとつとしての映像
- 映像の利活用の増加へ  
記録・映像があふれることは  
記録対象を拡張することにもつながる

2018/2/19

## コメント

宮澤京子・(有)海工房／東京文化財研究所無形文化遺産部客員研究員

こんにちは。海工房の宮澤と申します。無形文化遺産の記録ということですが、素朴に思うのは、無形文化遺産とカテゴライズされてはいますが、例えば踊りひとつでも捉え方によっては芸能だけでなく風俗慣習のカテゴリーにもまたがりますし、そうするとアプローチの仕方もそれぞれ異なりますので、方法論をまとめて手引きにしていくというのはどういふことなのか、難しいな、どういう議論をしていけばいいのだろうと感じています。

研究資料としての価値があるかないかということについては、何の研究か、その目的、あるいはその研究者個人により価値のあるもの、大事なもの、それも異なると思います。例えば私が関心のある分野ものでしたら、それが左右にぶれて見にくいものであっても、ぼけていても、私にとってはとても重要な研究資料になります。ですからここで言う研究資料はどういふことなのかと思いました。例えば佐野さんが先ほど3つの事例を挙げています。私も映像制作に携わっていますので、共感する部分や、「あ、ここだったら、私だったらこうした」とか、いろいろ感じました。ですから誰に向けての手引きなのかになります。映像に携わる方々とのお話であれば、これまでの経験をシェアして、こういう無形文化遺産だったらこういう撮り方があるのではないかと、具体的な話ができるのではないかと思います。

あと学芸員や研究者であれば、私は研究者とコラボレーションする形ができていけばいいなと思っていますので、そういう体制をつくれるような具体的な話ができればと思います。無形文化遺産の実践者・継承者とのお話であれば、これはまた話が違います。それと今日はあまり話が出ませんでした。撮影者には一般の方もいますね。先ほども出たスマホなど小型の撮影機材が普及して、一般の方も無形文化遺産を撮影することができるようになりました。そうするとまた話は違ってきます。私よりもいい機材を持っているかもしれないが、私たち撮影者が普通に思っていることが抜けていたらまた話が違います。なのでこの手引きが誰に向けたものなのか、何の無形文化遺産映像記録をしようとしているのか、そこを絞って何の話をするのかというのが正直な今の気持ちですが、幾つかの事例をお話して、これならこうだ、というように進めていきたいと思っています。

それから、研究資料としての価値があるかないかについてという問題は、アーカイブの問題と関わってきます。映像の中にも、撮られたときは無形文化遺産と意識されていたり、されていなかったりということがあると思います。過去に撮られたものでも、お蔵入りしているものもあれば、利用されているものもあったりと、いろいろあるかと思っています。そういうものを

撮影者でなくとも、誰が見ても資料の内容が分かるようなデータ作りができればいいのではないかと思います。

例えば私たちは国の業務で受けた映像制作ですと、完成品と一緒に素材も納品します。その時に簡単な撮影記録も一緒に付けますが、それも納めてしまったらそのままです。恐らく誰も利用していませんし、誰も読んでいないし、誰からも質問も受けません。そういうもったいないものがたくさんあると思います。研究の目的が変われば別なまとめ方もできるし、研究目的によってはとても価値のある貴重な映像だったりもするでしょう。ですので撮影素材も納品し、その先もきちんとデータを作るという作業がここにも予算化され、充実させていけるような体制が必要なのではないかと思いました。

そういったアーカイブ作りのところには、撮影者はこれまであまり関わってこなかったかと思います。でも、そこに現場を一番知っている撮影者が関われば、現場にいながらカメラは回っていないけれども、こんなことがあったとか、そうした付随的な情報も盛り込めれば、それはまた研究者にとって重要な情報になるかもしれません。そのように撮影者もアーカイブの現場に関わることはありかと思えます。なおかつ研究者・実践者も関われば、特に実践者は撮影という体験を通して、伝えたいことに対する考えが変わったり、新しいアイデアも生まれる可能性もありますので、撮影だけでなく後の段階でも実践者との作業があったら面白いのではないかと思います。

技術は本当に日々変わっています。4年後に手引きが印刷されるころにはまた違う状況になっているかもしれませんので、今は私からのコメントはいたしません。

無形文化遺産の実践者、あるいはその関係者、コミュニティーというのは、人間ですから、撮影をどうするかという以前に、まずその方たちの同意を得なければできません。信頼関係が構築されていなければよいものを作れないので、そういったことをどのようにしていくのかということです。以前私がやった海外でのプロジェクトですが、その時はこちらの目的を説明して同意書をもらうというプロセスを踏んだのですが、それはそれでまた大変な時間がかかります。

先ほど目的を明確化するのが大事だという話が出ましたが、そのとおりで、何のために撮るのか、何に興味を持っているのか、それから撮ったものをどのように利用していくのかということ全てを話して同意を頂く必要があります。そしてそのためだけに1人スタッフを付けました。2次利用もあるかもしれないので、その時はまた別途協議するというようにして、協議するための連絡先などの情報も書きました。

それで協力が得られればスタートできますが、協力を当たっては支払いが生じる場合もあります。最近では知的財産権、インテlectualプロパティという言葉を知っている方も増えていて「俺たちの知的財産だから幾らを払ってくれ」という話もあります。あるいはユネスコの無形文化遺産に登録されたということで、撮影に当たっての規定料金が幾らです、ということもありました。お金の話というのは難しいものですが、本当に無形文化遺産の実践者にとっては自分の技(技術)が飯の種だったりもするわけですし、膨大な時間をかけて、

その個人・コミュニティーが築き上げてきたものですから、それを私たちがいくらみんなに紹介するためだ、保存するためだと言っても、私たちがよかれと思っていることとギャップがある場合もあるので、撮影を始める前の話し合い・配慮はとても必要だと思います。

先月ある国で「ユネスコから来たのか、ユネスコだったら撮影させない」という一件がありました。それは俺たち先祖からずっと持ってきたものなのに、ユネスコが来て、線を引いて俺たちは使えなくなった。だからユネスコなら許さないということだったのです。ですからユネスコの作るルールが悪いわけではありませんが、地元の人たち、文化遺産の継承者、実践者たちとの考え方が違うかもしれませんので、本当に撮影する前、あるいは撮影しながらでもよい関係を築いていくことが大事だと思います。手引きの中にそういう話を入れることも大事ではないかと思います。

それから佐野さんの例で POV (Point of View) というお話がありました。それは全く間違いだとは思いますが、Point of View というのは無形文化遺産の技術者の視線ということですね。だとすれば、そのお話になかったのはカメラマンの視線ですね。それは撮影者のバイアスということと関わってくる部分なのかもしれませんが、私はもう一つの目線が必要なのではないかと思います。それはやはり無形文化遺産の、例えばパフォーマンスでも何でも、その場で見えてくるものがあるはずで、カメラマンがそれに反応して面白い部分を捉えるのだと思います。それはカメラマンの主観だから研究資料にならないという向きもあるかもしれませんが、やはり無形文化遺産は生もの、という言い方は悪いかもかもしれませんが、そういうものである以上、その場にいる者が面白いと思って捉える視点はあったほうがいいのではないかと思います。少し散漫になりましたがこれで終わりにします。

### コメントに対する佐野氏のリプライ

最後の POV (Point of View shot) のことですが、POV はカメラの視線と人物の視線を一致させるような、視線を模したカメラワークによる表現であります。映像は主観的なショットと、客観的なショットを組み合わせて一つのまとまりとして表します。その中で、捉え方というのは撮影者によっても違うと思いますが、僕自身は全ての映像はカメラマンの主観だと思っています。もちろん客観的な映像がはたして存在しているのかという問いも別にあると思いますが、撮る人によって同じカメラを使って、同じ対象を撮っても、違うものが撮れてしまうというのが撮影の不思議でもありますし、卑近な例で恐縮ですが、僕自身は撮影に入っていて、映画などでは女の子を撮るのが好きなので、同じように撮影しているつもりであるのに、意識せずかわいく撮れてしまっているのですが、男性だとあまり格好よく撮れていないとか、そういった撮影者の無意識的な部分も同時に写し撮ってしまうというのがカメラの特性でもあると思います。なので僕は主観の映像だという言い方をしてしまうのですが、その中で記録性とか研究資料としての価値をどのように担保していくかということも同時に考えないといけないと思っています。

なので、先ほどの POV ですと、宮澤さんが言われたようにカメラマンの目線でもあると

思います。例えば今は作業者の目の所に超小型のカメラを付けることもできますけれども、果たしてそれが作業者の主観的な視線と言えるかというと、少し違うと思います。顔の向きと視線の向きというのは一致しないときもあると思います。例えば右を向いているけれども目は左を向いているとか、正面を向いても中心を見ているのではなくて、対象のフォーカスを緩くして物事全体を見ていると言われる技術者もいます。それは映像では捉え切れないことでもあるかもしれません。技術のこつなどつながってくるかもしれませんが、どのような記録をして拾っていけばいいのかというのも、またケースバイケースでなかなか難しいことでもあると思います。

## ディスカッション

司会：石村智・無形文化遺産部音声映像記録研究室長

石村：それではここでディスカッションのほうに移らせていただきたいと思います。司会は引き続き私、石村が務めさせていただきます。

皆さまにお配りした中に赤と青のカードが入っていますが、これからのディスカッションで使うゲームのためのカードです。司会がカードを上げてくださると指示することがありますので、その際にはご自身の意見を表明するために赤か青のカードを上げてください。具体的なルールですが、ここで練習問題をしてみたいと思います。「あなたは自分で映像を撮る方、映像作家などですか。それともそれ以外の研究者や学芸員の方ですか」。これは今日来ていらっしゃる皆さまに伺っている質問です。自分は映像を撮るほうだという方は赤のカードを上げてください。それ以外の方は青のカードを上げてください。今から上げてください、というときに、皆さん一斉に上げていただきます。

では質問です。「あなたは自分で映像を撮る方ですか、それともそれ以外の方ですか」。カードを上げてください。

見ると青の方が少し多いのですが、やはり赤の方もそれなりに多いということが分かります。

こういう形でこのカードを使っただけであればと思います。質問は幾つか用意していますが、司会の不手際もあり、ディスカッションの時間が少し短くなっています。最後まで議論が進まないかもしれませんが、その際は第2回、第3回の研究会でフォローしていきたいと思います。

ではトピックの1番目、佐野さんにお話しいただいた「研究資料としての映像記録」になりますが、いきなり1番目で質問をさせていただきたいと思います。少し刺激的な質問になるかもしれませんが、「映像記録作成はプロに任せたほうがよいか、あるいは研究者・学芸員なども関わったほうがよいか、いずれだと思えますか」、という質問です。プロに任せたほうがいいという方は赤のカード、研究者・学芸員も映像を撮ったほうがいいのではないかと思う方は青のカードを上げてください。では皆さん一斉にカードを上げてください。

赤と青の両方を上げている方もいらっしゃいますが、青のカードを上げている方が多いように思います。

青が多いのは今日の佐野さんの発表の内容が何かそういう内容でしたから、少し誘導質問のようだと思われるかもしれません。赤と青を上げられた方もいらっしゃいましたが、その理由をお聞かせいただければと思います。

中田：JCP 会で、私自身は作家というか工芸のほうで推定復元とか鉄のほうを中心に鋳物でやっています。どちらもということなのですが、研究者と撮影者の 2 人は絶対必要かと思えます。そういうことです。

石村：ありがとうございます。もう二方、上げていらっしやいましたが発言されますか。

北村：映画・テレビの制作会社、ヴィジュアルフォークロアという会社をやっている北村皆雄といいます。「日本映像民俗学の会」という映像で民俗学をやろうという組織を、映画人と民俗学者とで作って 40 年になりますが、その時のモットーというか、あるべき映像民俗学の姿は、一人の中に、カメラマンと民俗学者がいること、映像民俗学を志す者はカメラマンであり同時に民俗学者であることが必要ではないかと考えました。もちろん両者がいて、協同関係ということも過度期としては必要だと思いますが、絶えず動いている現場に身を置いて撮っていく場合には、あれを撮れ、これを撮れと研究者がカメラマンに指示するという関係では、刻一刻と動いている現実に対応できない。撮影が間に合わない。カメラマンそのものが既にある程度の知識と、何を撮るべきかが瞬時に判断できるようでなければならぬと思うのです。つまり我々の目指すものはカメラマンでありながら民俗学者であり、民俗学者でありながらカメラマンであることだと思っているのです。そんな考えがあるものだから、赤と青の両方を上げました。

石村：ありがとうございます。では青を上げられた方で、今のお 2 人の意見を受けた形でも構いませんので、ご発言のある方は挙手をお願いします。

門田：今コメントしました宮澤と同じプロダクション、海工房をやっている門田と申します。私は青を上げましたが、基本的に研究資料としての映像記録、これは成り立つのかどうかというのが非常に疑問であります。その場その場によって研究資料としての映像というのは、編集の仕方とかいろいろなやり方において初めて研究資料になるわけです。研究資料としての映像というのは、学芸員なり研究者と一緒にあって、その指示に従ったり要望に従った場合は、研究資料としての映像記録になると思いますが、そうでなければ、あとは編集でどうにでもなるというのが、実際に撮影している者の感想です。ですから研究資料としての映像という断りがあるときは、やはり研究者・学芸員がいたほうがいいのではないかと思います。

石村：ありがとうございます。今何人かにご発言いただきましたが、実は今ご発言いただいた方々でも、映像を実際に撮られる専門の方でありながら、こういった無形文化財や無形文化遺産に関心を寄せている研究者的な目線を持っている方というのがやはり多い。今日集まった方で、最初のカードで赤を上げられた方も恐らくそうなのではないかと思えます。ですので、いわゆるプロというのが本当にその映像だけを撮るということでは、もしかしたらなくて、実は映像を撮る人の中にもそのような研究者的な視点というものがあるということが、実はこの場においてはコンセンサスになっているのかもしれないというように少し思いました。

少し言い訳ですが、私がこのような質問をさせていただいたということは、必ずしも映像

を撮るプロと研究者を分けてしまうということではなく、あるいは佐野さんが iPhone でも撮れるということをお話しされましたが、では iPhone があればプロは要らないのではないかというような、そういう議論に持っていきたいということで進めているのではありません。むしろ逆だと思います。

この東京文化財研究所の中には無形文化遺産部という部署があります。佐野さんは 5 年間ここで働いていただいたわけですが、それも任期付きという立場でした。今、後ろで記録映像を撮っているカメラマンの方も、私たちの業務にいろいろお手伝いいただいているのですが、正規の職員ではありません。残念ながら東京文化財研究所を含め、さまざまな国の研究機関の中で映像のプロを雇っているというところは少ないのです。国立劇場では全ての公演を記録しており、そのための専門のスタッフがいます。東京文化財研究所では、写真が専門の正規職員は 1 名います。奈良文化財研究所にも国立博物館にも写真を撮る専門家はいるのですが、映像を撮る専門家は少ないのが現状です。

しかしながら近年、文化財というものを捉える中で、映像資料の重要性というのは益々高まってきています。そうした状況の中で、その重要性を訴えるための 1 つの手段として、こういった『てびき』を作ることで、研究の現場においても映像を撮ることが重要であるということをお話していく。そういう意図も持って実は今回の研究会を企画しています。この中には映像を撮られる方も研究者もいます。その両方のお力をお借りしたいと考えています。

このトピックに関して、他にご発言される方はいらっしゃいますでしょうか。大丈夫でしょうか。今のお話でこの研究会の最初の意図ということをお話して、宮澤さんにも少し質問の中にあつたことの一部に関してはお答えできたのではないかと思います。

次に佐野さんのお話で、研究資料という話からアーカイブの話にも広がっていく可能性があるのではないかと思います。この中で、完成品として納品するもの以外のデータをどのように扱っていくかということが議論すべき課題であることが提示されたかと思えます。

ここで二番目の質問になりますが、このように編集時にカットした映像、佐野さんのお話ではローデータに近いものと言われていたと思いますが、そういった映像を何らかの形で利用することができるようにするべきだと思いますか、という質問です。利用可能にするべきだと思う方は赤のカード、そうするべきではないと思う方は青のカードを上げていただければと思います。では皆さま一斉にカードを上げてください。

赤のほうが多いですが、青のカードを上げていらっしゃる方もいます。ありがとうございます。青のカードというのは、つまりカットした映像を利用すべきではないという考え方だと思いますが、その点に関してご発言いただける方は挙手をお願いします。

**俵木:** 成城大学の俵木と申します。私は青のカードを上げたのですが、日本語の解釈の問題で、利用できるものを利用すること自体が悪いことだとは思いませんが、要は全ての未編集素材を何らかの形で利用可能なものとして残さなければいけないという意味だと私は理解したので、その意味ですと反対です。一番大きな理由は、カメラマンが撮影した素材を全て、

その映像を撮られた側の方が見て確認しているということはまずないと思いますので、それを後に何かの形で再利用するときに、その同意を得るのはかなり難しいと思うのが 1 つの理由です。もう一つ、私は映像制作屋ではありませんが、自分自身で調査に行ったときに自分でビデオカメラを回すこともあります。かなりひどい、めちゃくちゃな絵が撮れるというか、極端なことを言うと、自分でカメラを担いでこけてしまった場面とか、そのような完全な失敗カットまで、後の時代に何かの形で使われることになったらかなわない、というくだらない理由もあります。どちらかというとその前者の部分で、撮られた側がきちんと全ての映像の内容を把握しているわけではないというところが大きな理由で反対です。

**石村：**ありがとうございます。他に青を上げた方でいらっしゃいますか。

**長谷川：**アジア太平洋無形文化遺産研究センターの長谷川と申します。そうするべきではないとまでは言いませんが、そこまでしなくてもいいのではないかという意見です。というのは私自身、民族誌を書きますが、書くということも、またフィルムを撮るということも、それが既にフレームをかけている、カットしてしまっているという意味で、全て見せるというのは少し無理ではないかという意見です。

**石村：**ありがとうございます。今度はカットされる部分も利用可能にするべきだ、ということで赤とお答えになった方でいらっしゃいますか。

**中田：**推定復元作家として答えさせていただきます。要するにカットということですが、これはあらゆる事に言えますが、例えば福井県の朝倉氏遺跡資料館に鑄鐵小風炉が展示されていて、奈良文化財研究所の方にもその復元図があります。実際に見に行くと小さな風炉なのですが、口の周りが少し膨らんでいるのです。つまり意匠として鑄出した、縁の連続したかたちはきちんとあるのですが、そこまで出ていないとか、実際には研究者でも気が付いていないのだけれど、作るほうから見ると「いや、これ、内側の盛り方も、これ必要でしょう」のようなことが幾つかあります。もちろん溶鋳炉に関してもふたが付いていないとか、研究者は羽口ばかり一生懸命探すのですが、ふたに関して「それ調べたほうがいいんじゃないの」と、それだけで 200 度ぐらい温度が変わるといふ、実際にやっているほうから見たら、それはあり得ないということがあります。当然それはカットしているところに何かある可能性がありますし、特に映像のほうですとヌキ（画の抜け）・スジ（話の筋）・ドウサ（動作）というのがありまして、それを外れるとカットするということが本能的にもあります。私も撮るほうなので、使えないというか、人に見せてはいけない映像は、特にプロでしたら絶対にカットしてしまう。だけどその時に音声だけ生きているとか、その時ぶれた映像だけれど、ストップモーションにすると字面のほうに映っているということがあります。そういうことです。

**石村：**ありがとうございます。他に赤のカードを上げた方で発言される方はいらっしゃいますか。

**門田：**この建物の隣の博物館（東京国立博物館）の仕事もしているのですが、そういう場合は条件として素材を全部収めるということになっています。その素材とは何かというと、要

するにコーデック、例えば AVCHD とかいろいろな撮影のコーデックがありまして、そういうもので素材を収めれば、割と小さい 1 テラくらいの容量に全部入るという形で、素材は素材で収めることがあります。それともう一つは粗編した、NG 抜きしたものをムービーファイルにして収めることがあります。そういう二段階くらいにやって、どうにでも利用できるようなにはなっているのです。しかし 1 つの例としてですが、ミクロネシアのほうでカメラを作って、それは 6 カ月かけて 100 時間以上の記録を撮って、それを全部ある博物館に納めたのですが、恐らく 1 度も開けたこともないし、倉庫へ入れたままであろうと思います。でも 100 時間のうち実際に使ったのは、展示で使う 5 分かそれくらいなのです。だから実にもったいないというか、逆にこちらとしては利用可能にすべきだ、というよりもむしろ利用してもらいたいです。

**石村:** ありがとうございます。実は門田さんと宮澤さんが携わった沖縄の海洋文化館での仕事というのは、私も同じチームとして参加させていただきました。カメラ作りだけでなく、膨大な数の映像を海工房のチームは撮ってきたのですが、発注元は国土交通省でしたので、それを全て国土交通省に納品しました。海工房さんは独自に民族誌のビデオシリーズを出されていますが、ローデータまで全部納品してしまうので、後でそういったものに利用するということが非常に難しいわけです。だからといって、国のほうでそのデータを利用してくれるかという、恐らくそれは難しいだろうと思います。同じようなことは文化庁がやっている工芸技術の記録映画に関してもそうです。

文化庁の記録映画も、16 ミリフィルム<sup>1</sup>で撮って、その撮ったもの全てを納品するという仕様書になっています。ほぼ 1 年かけて、いわゆる人間国宝といわれる人の技を記録するわけですが、実際には 30 分から 45 分ぐらいの記録映画に編集されて、それ以外の映像記録というのは基本的には利用されない形になっています。本来その文化庁の記録映画ということですので、技を記録するという意味では、編集から漏れてしまったカットにも多くの情報があるはずなのですが、残念ながら今はそれを利用することは非常に難しいと思います。以前、文化庁の担当の方にそれを伺ったことがあるのですが、実際には倉庫にしまわれていて、利用するのは難しいというご回答でした。

しかし国土交通省にしても、文化庁にしても、いずれにせよ国が行った仕事です。ということは私たちの税金で行われた事業ですので、もし私たち納税者がその映像を公開してほしいと要望するなら、それを公開する義務が国に課せられます。すみません、これは私の個人的な意見ですが、原理的にはそうになっています。研究の世界でも、実施した研究のローデータを 10 年間保存するようにと現在、文部科学省から指導されています。それは STAP 細胞のような問題があったからなのですが、特に国の助成金を使って行った研究というのは、全て国民に対して無料でアクセス可能な形を保証しないとイケない、そういう考え方も一般的になりつつあります。

これは今、欧米を中心にこのような考え方がスタンダードになってきていますので、われ

---

<sup>1</sup> 正しくは 35 ミリフィルム。

われもこの映像という問題を考えるときに、もしかしたらそういう視点を持ち込むことも可能性としてあるのではないかと思います。

**俵木:** すみません、少しいいですか。せつかくのディスカッションなので意見しますが、私はそれに納得できません。私は先ほども言ったように映像ではなくて、あくまで研究者の立場で書くわけですが、書かないということには書かない意味や理由があるわけです。書かないこととか、書けないことというのはたくさんあるわけです。いまの税金で撮ったのだからという理屈で言えば、例えばわれわれだって科研費をもらって調査をしますね。確かにそのデータは残しておかないといけないのだけれども、でもそれを全部文科省に差し出すわけではないですね。必要があると認められたときに必要なことを開示できる準備をしておけばいいわけです。私は民俗学者で、人間を相手にしていますから、調査者との関係が非常に大事なわけで、その信頼関係のために開示できないこともあるわけです。だから税金で作っているからといって全部見せないといけないというのは、何か非常に偏ったという失礼ですが、納得がいかないところがあります。もし自分が研究者の立場で、自分のフィールドノートを全部出ささいと言われたら、かなり抵抗を感じますし、恐らく多くの民俗学者や人類学者はそうだろうと思います。映像の場合でも、未編集の素材まで全部出さないといけないというのは、どうも不思議な感じがするのですけれども。

**石村:** ありがとうございます。私は司会ですので、あまり出しやばった発言をすると申し訳ないのですが、実はそういう問題がありまして、われわれが撮っている映像の中でも、例えば工芸技術ですと職人さんの技を撮っているわけですが、その端々にフリートークがあるわけです。その中で、よその職人さんの悪口などを言っていることもあるわけです。そういうのも全部撮ってしまっているのですが、そういうものを公開してしまうというのは非常に大変なことになりますし、撮っている相手との信頼関係を崩すことにもなります。そういう意味で全て公開すればいいというのは非常に危険ではあると思います。こういう二者択一のような質問形式にしてしまって、どちらに上げていいか分からない、答えづらいと思っただ方もいらっしゃるかもしれませんが、これはあくまで議論を起こすためのゲームということでご理解いただければと思います。

このトピックス 2 に関して今までの議論を踏まえた上でも構いませんので、ご発言いただける方がいらっしゃいましたらお願いします。

**中藪:** 文化財共同の中藪と申します。映像の製作をずっとやってきまして、今は映像のプロデュースのような形で事業企画に携わることが多くなっています。私は赤のカードを上げましたが、それは利用可能にするべきだということで、それがお話の途中で「全て」という言葉が付いてきたので、そこで話は変わってしまったので、そういう誘導はやめていただきたいと思います。全てではなくて、利用可能にするべきだということに賛成なのは、その時のカットで、重要なカットは当然入るのですが、それ以外のところで別な視点から見たときに、後の時代に発見するという部分があるのではないかという意味で、利用できる部分は利用できるということです。実際に映像記録の仕事で撮らせていただいていると、これは

随分昔のことなのですが、せっかくビデオが来たのだからといって、一子相伝で誰にも見せたことがないというのを目の前で始められたりしたこともありました。そういうものは当然、成果物の中には入れられないので研究用としては保存するのですが、研究利用ならば可、というような縛りの中で利用可能にするべきだとは思いますが、それも含めて全部利用できないようにしてしまうというのは少し違うかと思いました。

石村：ありがとうございます。

中田：JCP の中田です。いろいろと映像に関して秘匿性という話が幾つか出ましたが、正直、いま私の知っている人でも、後を継ぐ人がいないとか、もうおじいさんでという人がいて「もう全部映していいよ」という人がいるのですが、その時にカメラを持って出かけられませんでしたということが結構あります。実際には無形文化財保持者とか伝統工芸士とか肩書が付いていなくても、例えば私の知っているのは渡辺喜三郎さんとか吉田銀二さんとか、実際には工芸の世界では、分かってはいるのだが語られていない素晴らしい人がいます。そういう人を撮り損なってはいますが、そういう方は正直撮れるものですから。そういうことをディスカッションして、やはり研究者とか実際に観賞される利用者も含めて、そういった場がないというのが残念です。

あと撮影者はたくさんいます。だけど研究者と出会う機会がほとんどないので、こちらなどはほとんど来ない所なのですが、そういうことがあると思います。やはりそういった一般の人も巻き込んで面白がれる映像というのは、記録だとしても絶対に必要だと思います。それで先ほど言った悪口などは本来の趣旨から外れているものですから、そういうのはある意味映像のトリアージというか、そういったいろいろな人を含めて、もちろん個人情報がありますので、そういう場合は基準を決めてカットしたほうがいいのではないかと思います。

もちろんデータはいくらでも蓄積できるという時代になっていると言いますが、現在はマイクロフィルムがベストだと思います。たくさん撮れる情報ほど電磁波など一発でやられてしまう可能性が高いので一番危ないと思います。少し飛びますが、映像に関して視線を越えることができるのですね。演者であるとか作家であるとか、その人が見ているというのは全て見えるわけではなくて、自分が分からないところを想像しながら作業していたりするわけです。だけどカメラというのはその人が見られない、要するに透視して見られたらすごく全体像がわかるような、映像は逆に映像として撮ることができるのです。1つのものを作るときはノンストップでずっといくのですが、映像で記録する場合はカット割りができます。だから第三者が見て理解できるような映像、本人でも知り得ない映像も撮ることができるということなのです。そのようなことで実は撮る機会がたくさんあると思いますので、過去の映像ですと映してはいけないとか、そういうのはあるでしょうけれども、現在では全て映してオーケーですし、公開できるという機会もあると思いますので、そういう事例を1つ、2つでもいいので、一般の人が見えるところにアップして、そうしたことによって過去の映像も、こういうふうに取り扱えるのなら、これも公開できるということがあると思いま

す。すみません、ざっくりした話ですが、そういうことです。

**石村：**ありがとうございました。実はもう1個トピックを用意していたのですが、これを議論し出すと少し終わりませんので、今までのトピック1、2を含めた全体的なところを踏まえた上でも構いませんので、何かご発言いただける方がいましたら挙手をお願いします。

**阿部：**東北文化財映像研究所の阿部です。前回の手引きを作るときも何年間か通い詰めしました。それで自由な論議の中で作り上げてきました。今回は少し前とは違うという感じがしました。やはりこういうのは何か指導的な趣旨に沿ってやるというのではなくて、今抱えている現状をそれぞれ出しながらまとめていくというのがいいのではないかという気がします。

今トピック2の中での論議を見ていますと、少し不毛な感じがします。やはり今われわれ記録者が抱えている問題というのは、いろいろな側面がそれぞれ立場も違うのであると思うのですが、その立場を出し合わない、何を記録するのかという、ずっとここまでやってきた趣旨に沿わない論議ができなくなるという、それではやはり記録にならないのではないかと思います。私は今この手引書が出てから、その手引書の成果というのはどこにあるのかというのが分からないのです。実際に私が住んでいる岩手県では映像記録にお金を出してくれるところはほぼゼロです。私は好きでやっているから関係なく自分のライフワークとして記録していますが、お金を出してくれるところはほぼありません。そういう現状の中で映像記録が何かと論議するということは非常につらいです。必要性はすごく感じますが、実際にそれが必要だと感じてくれる対象がないのです。ではどうなるかという、私は民俗芸能が中心なのですが、民俗芸能はこの10年間でこの映像記録をやっている所はどんどん減っています。あと10年したらまたさらに減ると思います。その間に映像記録ができないわけです。そうすると私は単なる記録者ですから自前で行って撮ってくるわけです。だから何の資格もないのですが、そういうやはり記録者が増えない限りは、日本の無形文化遺産というのはどんどん消滅して分からないまま終わっていきます。かつてそういうのがあったな、という感じになってしまいます。そうすると今何が大事かという、われわれの身近にいる記録者、素人も含めて、そういう映像資料を集める作業はすごく必要だと思っています。先ほど宮澤さんから、めちゃくちゃな映像でもその中には非常に重要なものが入っているというお話がありましたが、素人さんの絵は見るに堪えないということもあります。われわれが記録できないものもあります。そういうものを含めて映像記録だというように私は理解しています。

ですからもっと自由な論議ができる場にこの研究会を変えていってほしいと思います。こういう一方向を向いているのではなく、やはり車座になって語るというのが一番いいのではないかと思います。

**石村：**ありがとうございます。本当は円卓会議をやりたかったのですが、皆さんご存じのとおり、向こう側でももうひとつ別な会議をしまして、先に会議場を押さえられてしまいました。いろいろとスケジュール的な関係でこのような形になってしまったのは申し訳なく思います。次回以降は必ず円卓を作れるような環境を整備して、日程を調整して皆さまに

参加していただければと思います。それから最初の趣旨説明でも申したとおり、今回はあくまでキックオフの研究会ですが、この研究会自体はオープンエンドなものにしたいと思えます。ですので皆さまから、こんなことを議論したらどうだ、ということをごんごん投げただいただければ、私ども事務局はそれにできるだけ対応する形でトピックを設定していきたいと思えます。また今日お声掛けできた方々は本当にごく一部にしか過ぎません。特に前回の民俗の映像のてびきの関係者を中心にしかお声掛けできていないという状況もあります。やはりこういうことを議論するのならこういう人に来てもらう必要があるとか、そういうことも、皆さまからどんどんご教示いただければ私たちも非常に助かりますので、今後ともご協力をよろしくお願ひします。今日は時間が差し迫りましたので、少し最後に総括的なコメントを頂くというと少し恐縮ですが、前回の民俗の手引きに実際携わられて、現在成城大学にいらっしゃいます俵木さんよりコメントを頂きたいと思えます。

**俵木：**俵木と申します。実は私は7年前までこちら側にいた人間でして、今ご紹介いただいたとおり、2008年に『無形民俗文化財の映像記録作成の手引き』というのを作らせていただきました。先ほど宮澤さんのコメントの中に、手引きを作るといっても誰に向けたものなのかという、ごもっともなコメントがありました。私がやったときは、それに関しては極めてはっきりしたものがありませんでした。というのは私は無形民俗文化財の記録作成ということで手引きを作りましたが、無形民俗文化財の映像記録作成では、事業主体はほとんどの場合は地方自治体です。そうすると、地方自治体の文化財担当者というのは、そもそも民俗学を専門にしている人ではありませんし、映像記録について特段の知識も経験も、もっと言うところに関心もないということもあったわけです。ですからそういった人たちに向けて、本当にごく基本的なところでどのようなことを押さえていいのかということをもとめようと思ひました。実際に手引きをご覧いただくと分かりますが、内容は撮影・編集という技術的な問題には少ししか触れていません。主要な内容は、事業の立案から、その成果物をどのように活用していくかまでというかなり大きな話でした。ただそうは言っても、10年たつと内容も大きく変わってきています。先ほど、そのときにお手伝いをいただいた方々と話をしていたのですが、たった10年前のその手引書の中では、本当はHDで撮りたいんだけど、予算がなくてSDしか選べないとか、今までずっとVHSで納品していたけれど、今度からDVDになるので制作工程のこういったところが変わるとか、そういう議論をしていたのが10年前なのです。そういう意味では、この研究会をこれから続けていただけてアップデートをしていただくことは本当にありがたいと思ひています。しかし3年後・4年後に状況がどう変わっているか、もしかしたら文化財記録映像もYouTubeに投稿してくださいという時代になるかもしれません。ぜひこれからの議論に期待していますし、私もお手伝いできることがありましたら、させていたいただきたいと思ひます。皆さんどうもありがとうございました。

**石村：**ありがとうございました。それでは最後の質問をさせていただきます。「この研究会はあなたにとって有意義なものだったでしょうか」、という質問です。有意義だった、次回

も楽しみにしたいと思う方は赤のカード、期待外れだった、次回はよりよいものを目指してほしいと思う方は青のカードを上げてください。それではお願いします。

赤のカードを上げてくださった方も多いのですが、青のカード、または赤と青の両方を上げていただいた方もいます。私たちはそれを反省し、宿題として次回につなげてよりよいものにしていきたいと思います。

それではディスカッションを終了させていただきます。ありがとうございました。

第一回 無形文化遺産映像記録作成研究会

—ディスカッション—

司会：石村 智

ディスカッションのルールと赤青カード  
の使い方

- ディスカッションの中で、司会が「赤青カード」を掲げてくださ  
さい、と指示することがあります。
- その際は、ご自身の意見を表明するために、赤か青のカードの  
いずれかを掲げてください。

## ディスカッションのルールと赤青カードの使い方

- それでは練習問題です。
- 質問：「あなたは自分で映像を撮る方（映像作家など）でしょうか？それともそれ以外（研究者・学芸員など）でしょうか？」
- 自分で映像を撮る方は、**赤のカード**を掲げてください。
- それ以外の方は、**青のカード**を掲げてください。

## トピック1 研究資料としての映像記録

- 質問：「映像記録作成はプロに任せた方が良いと思いますか？それとも研究者や学芸員なども関わった方が良いと思いますか？」
- 「プロに任せた方が良い」と思う方は**赤色のカード**を、
- 「研究者や学芸員なども関わった方が良い」と思う方は**青色のカード**を、  
それぞれ掲げてください。

## トピック2 映像記録の保存とアーカイヴ

- 映像記録には、編集の段階で使用されなかったカットも多くあると思います。
- 質問：「編集時にカットした映像を何らかの形で利用することができるようにするべきだと思いますか？」
- 「利用可能なようにするべきだ」と思う方は赤色のカードを、
- 「そうするべきではない」と思う方は青色のカードを、それぞれ掲げてください。

## トピック3 倫理とインフォームド・コンセント

- 質問：「被写体となるコミュニティ・団体・個人は、映像記録作成のプロセス（撮影・編集・公開の方法など）に関与するべきだと思いますか？」
- 「関与すべき」と思う方は赤色のカードを、
- 「関与すべきではない」と思う方は青色のカードを、それぞれ掲げてください。

## 最後の質問です。

- 質問：「この研究会はあなたにとって有意義なものだったでしょうか？」
- 「有意義だった。次回も楽しみにしたい」と思う方は赤色のカードを、
- 「期待はずれだった。今回はより良いものを目指してほしい」と思う方は青色のカードを、  
それぞれ掲げてください。

## 閉会のあいさつ

前原恵美・無形文化遺産部無形文化財研究室長

皆さま長時間にわたりお付き合いいただきまして誠にありがとうございました。何を問題にしたらいいのかという、問題そのものが噴出するという意味では高く蹴り上げたキックオフだったと思います。われわれは本日のキックオフをうまく試合として展開できるように努力したいと思いますので、皆さまのお力もお貸しいただけますようよろしくお願いいたします。どうぞご意見をお寄せください。本日は誠にありがとうございました。



## 参考資料 1 参加者へのアンケートの結果

本研究会では参加者にアンケートを実施し、参加者からの意見の情報収集をおこなった。アンケートは記名式（任意）・自由記述式とした（下図参照）。合計 21 件の回答を回収し、回収率は 54 パーセント（全参加者 39 名中）であった。

本研究会に対するご意見・ご感想がありましたらご記入いただければ幸いです。

今後、本研究会に関する連絡をご希望の方は、お名前と連絡先をご記入いただければ幸いです。

氏名：

住所：〒

電話番号：           (           )

メールアドレス：

以下、アンケートに記された意見の抜粋を示す。但し記入した個人名については表示しない。

### 研究会の内容についての意見

- 本日の積み残した「トピック3 倫理とインフォームド・コンセント」のディスカッションを次回できればと思います。
- VR、AR が記録にも有効というのは面白かった。
- 個人的には記録（→データ作成）といっても、やはり作品と捉える視点は、除かない方がよいと思いました。調査者と被調査者との関係によって「調査」は出来るのではと思います。
- 用語の定義をしてから議論しないと、思い込みやすれ違いが多く無駄な時間になってしまったと思いました。たとえば、「映像作家」とは誰のことか？
- 議論の中で、様々な意見が出ましたが、伺えば特に矛盾するわけではないように思われました。
- これから3年間の研究の成り行きが楽しみで是非参加したいと思いますと同時に、この研究会の1つの目的である「手引き」の作成に向けて、ひとつ私が思いますのは、凡用的なガイドラインを作ることはそもそも難しく、かつあまり意味のないことで、むしろ「無形民俗文化財映像記録の可能性」として、いかに多様な映像記録の作り方、活用方法があるのか、という事例集的なものがあつた方が有難い、有意義だと思います。
- 「手引」が how to だけでなく、撮影時、編集時の注意すべき点も検討の上、明記すべき。
- コメンテーターの方もいわれていましたが、文化財のカテゴリーである、すなわち行政的なカテゴリーである無形文化遺産すべてに共通する映像記録の手引きができるのか、その意図も含めて疑問に思いました。
- 「最低限の」手引きは必要だと思います。誤解はどうしても生じるでしょうが、何が映っていないか、程度はわかっていないと不都合でしょう。今回のような研究会で事例を積み重ねることも有益だと思われました。結果として研究資料になる記録を撮り続ける人々を作る事が大事。
- 全体が主旨説明的な研究会になってしまった。
- 「無形文化遺産」という枠は非常に大きな枠だと思います。今後の研究会は、芸能、工芸等、もう少し小さなカテゴリーに分けて、トピックを設けた方がよいのではないのでしょうか。
- ディスカッションの時間を増やし、参加者の実用的な意見を集める比率を高くした方がよいと思いました。
- 主旨説明、研究発表は資料を予め配布していただき、質問の時間を設けていただきたいと思います。

- ・ 出来れば（ディスカッション時の）選択肢を多めに願う。
- ・ 研究者との会（フィールドワーク）があれば。
- ・ パワーポイントを使つての発表に関しては簡単なものでよいので、レジメがほしい。
- ・ 次回は円卓（会議）で！
- ・ 後半のディスカッションにおいては、トピックが（意図的だったのかも知れませんが）ちょっと乱暴な印象を受けました。赤青の判断や判断基準が、多様に展開せざるをえないトピックで、フロアからもっと様々な立場、ご経験の方の判断の可能性をお聞きしたかったです。（最後のご発言にもありました！）
- ・ 民俗文化財以外の分野の記録作成について、幅広くとりあげてほしいと思います。

### 無形文化遺産の映像全般に関する意見

- ・ 前の「手引き」の活用が、どのように有ったのか、進んだのかも検証する必要もある。
- ・ 映像記録の実態（全国的にどのくらい行われているか）を明らかにしておく必要。映像記録を必要とする意識が各地の担当部署に有るのか。
- ・ 結果として研究資料になる記録を撮り続ける人々を作る事が大事。
- ・ 映像を記録する方法もそうだが、数多くある無形文化遺産の映像をどのように集めていくのかも重要に思う。
- ・ 自分たちですべて撮影しに行くだけではなく、一般の人が撮影したものでも、気軽に映像を提供できるようなシステム作りを行っていく必要があるのでは？とも思いました。
- ・ 映像記録の保存とアーカイブに興味があります。特にメディアの保存について。
- ・ 音楽学の分野ではスペクトル解析という方法があり、保存・記録にも有効ではないかと考えているが、VRやARほか、今日教えていただいた手法の応用の例を参考に活用法を考えてみたいと思った。
- ・ 映像記録は一次資料としての記録であるべきだと考えますが、他の方がどうお考えなのか。例えば、古文書の翻刻をするときに、自分の意見や注釈は本文には入れないわけで、記録映像もそのようにあるべきだと思います。
- ・ ICH 映像記録作成は、いま世界各地で（とくに新興国）で取り組みが促進されていると思います。欧米をふくめて世界ではどのような取り組み、課題が議論（本日のトピックトークについても）されているか、されてきたか、興味深い。
- ・ 将来的にアーカイブとしての利活用を考慮すれば、キーワード、インデックス、メタデータなどを決めていくことは必要でしょう。
- ・ 記録作成しても、それを見やすい形式でまとめること、見ていただくことも重要であり、映像制作の現場にたずさわるものとしては、その方法も考えまとめていくべきでは。
- ・ 文化庁の伝統工芸の記録で、編集したあとのカットされたものは、連続していないため、資料的価値はあまりないものになってしまいます。これは、研究資料というより普及啓発では？



## 参考資料2 参加者一覧

佐野 真規	映像作家
宮澤 京子	(有) 海工房
石村 智	東京文化財研究所 無形文化遺産部
阿部 武司	東北文化財映像研究所
荒木 真歩	神戸大学大学院 国際文化学研究科
岩田 宗太郎	NHK 報道局 科学文化部記者
植村 幸生	東京藝術大学 音楽学部楽理科
春日 聡	多摩美術大学
神谷 修治	TT トレーディング
川崎 瑞穂	国立音楽大学
北村 皆雄	ヴィジュアルフォークロア
小坂 啓史	日本福祉大学
関 孝夫	上尾市教育委員会 教育総務部
滝澤 尚子	国立劇場調査養成部 調査記録課
中島 誠二	(株) シマワークス
中田 文	JCP 会員
中村 眞弓	国立劇場調査養成部 調査記録課
中藪 規正	一般社団法人 文化財共働
長谷川 悟郎	アジア太平洋無形文化遺産研究センター
林 勲男	国立民族学博物館
俵木 悟	成城大学文芸学部
藤間 鶴熹	日本舞踊家
保坂 涼子	武蔵野美術大学
細見 吉夫	フリー映像演出業
丸山 妙子	民俗芸能学会
村上 忠喜	京都市歴史資料館
門田 修	(有) 海工房
山本 百合子	福岡教育大学 音楽教育講座
二神 葉子	東京文化財研究所 文化財情報資料部
五嶋 千雪	東京文化財研究所 文化遺産国際協力センター
牧野 真理子	東京文化財研究所 文化遺産国際協力センター
前原 恵美	東京文化財研究所 無形文化遺産部
今石 みぎわ	東京文化財研究所 無形文化遺産部

菊池 理予	東京文化財研究所	無形文化遺産部
橋本 かおる	東京文化財研究所	無形文化遺産部
半戸 文	東京文化財研究所	無形文化遺産部
小田原 直也	東京文化財研究所	無形文化遺産部
曾村 みずき	東京文化財研究所	無形文化遺産部
山川 志典	東京文化財研究所	無形文化遺産部



無形文化遺産映像記録作成研究会 記録集 1

発行日 平成 30 年 3 月 31 日

編集 無形文化遺産部音声映像記録研究室  
石村 智

発行 独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所